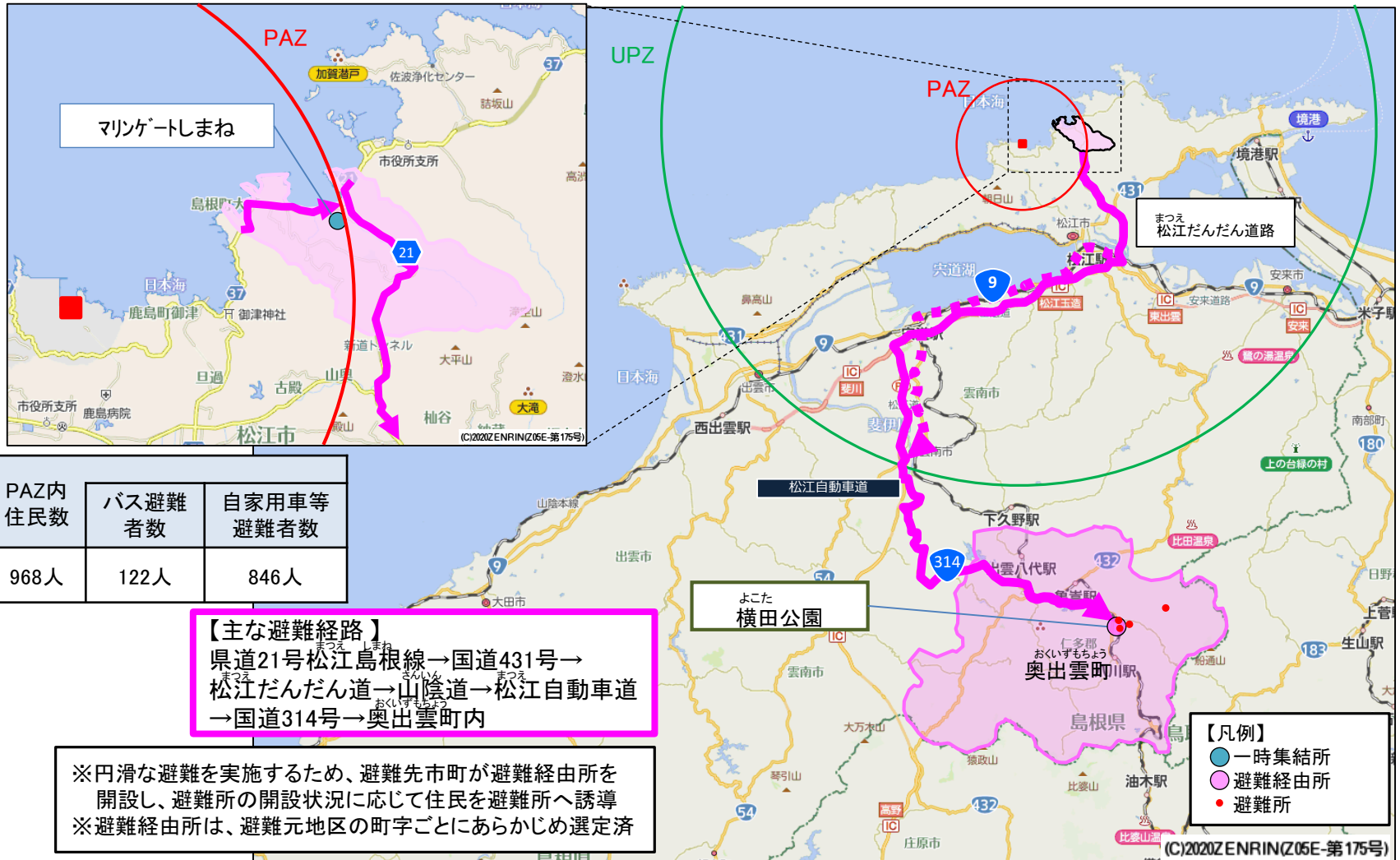


松江市島根地区から避難先施設までの主な経路

- ▶ 住民968人を十分に収容可能な避難所を確保するとともに、地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他の経路により避難を実施。
- ▶ バスにより避難する住民は、徒歩等で各地区内の一時集結所に集合し、島根県及び松江市が確保したバスにて避難を実施。



避難を円滑に行うための対応策①

➤ PAZ及びUPZ内の住民の車両による避難を円滑に行うため、ヘリからの映像伝送等により道路渋滞を把握し、県警察による避難車両の誘導や、主要交差点等における交通整理・規制、「道路情報板」等を活用した広報等の交通対策を行う。

島根地域における交通対策

1. 交通誘導対策

・主要交差点等における警察職員等の交通整理により、円滑な避難誘導を実施

2. 交通広報対策

・道路管理者が管理する「道路情報板」及び警察が管理する「交通情報板」を活用した広報
 ・日本道路交通情報センター(JARTIC)が行うラジオ放送、交通情報提供システム(AMIS)を利用したカーナビへの情報提供による広報
 ・県配備の「避難誘導・交通規制用LED表示装置」による広報 等

3. 交通規制対策

・混雑発生交差点における信号機操作、混雑エリアでの交通整理・誘導・規制等による円滑な交通流の確保
 ・信号機の滅灯等動作不能の事態が発生した場合は、自動起動式発動発電機による応急復旧、警察官等による主要交差点等における交通規制により対応



(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

【凡例】

- : 自動起動式発動発電機付信号機(※)
- : 道路情報板設置箇所
- : 交通整理・誘導を行う主な交差点(※)

※松江市、出雲市などの市街地には多数設置・設定されている。上図では主要な箇所のみ記載。

【ヘリによる映像伝送】

道路渋滞状況を把握し、避難誘導・交通規制

【避難誘導イメージ】

主要交差点にて実施

【自動起動式発動発電機付信号機】

避難経路等に設置

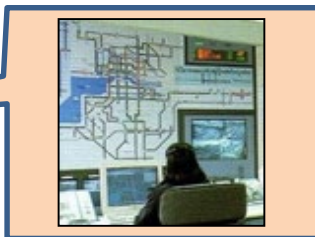
避難を円滑に行うための対応策②

- 島根県では、島根県警交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を導入。避難経路上の信号を一斉に「青色灯火」とすることで、避難する車両は優先的な通行が可能。同システムの実効性を高めるため、信号制御機の高度化更新、交通流監視カメラ、自家発電機付信号機を順次整備。また、ウェブサイト「島根県避難ルートマップ」を作成。地区ごとの一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、避難指示や道路の渋滞情報などを提供。
- 鳥取県では、スマートフォン対応の「鳥取県原子力防災アプリ」を作成。地区ごとのモニタリング情報、避難指示、一時集結所、避難経路、避難退域時検査場所のほか、道路の渋滞情報などを提供。

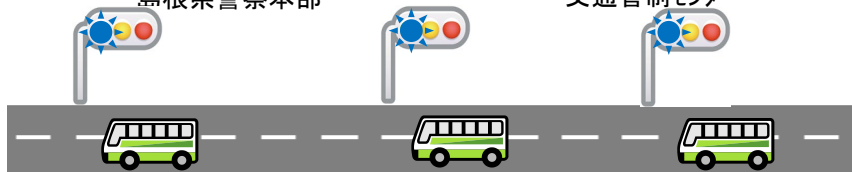
島根県



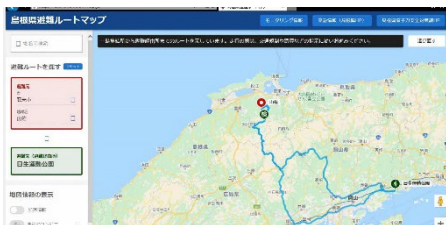
島根県警察本部



交通管制センター



島根県警察本部の交通管制センターに「原子力災害時の避難・誘導システム」を整備。システム上で選択した信号機を意図的に長い時間「青色灯火」にすることにより、避難車両の優先通行が可能



島根県避難ルートマップ

鳥取県

ダウンロード無料 鳥取県原子力防災アプリ

鳥取県公式アプリ誕生!

平常時

- ハンズブック
- 住所登録
- マップ
- 防災検定

緊急時

- ハンズブック
- 住所登録
- マップ
- 防災検定
- 避難経路

▶ 原子力防災や住民避難に関する各種情報を速やかに提供するアプリが誕生!

▶ モニタリング情報や避難指示が直ぐに確認できます!

▶ 防災情報(気象情報、おんしんトリビュートメール、県からのお知らせ)や渋滞情報も確認できます!

緊急時には、画面が自動で切り替わり、緊急事態の発生をお知らせ

App Store または Google Play でダウンロードできます。 Q 鳥取県 原子力 で、検索

Apple と App Store は米国およびその他の国々で登録された Apple Inc. の商標です。 App Store は、Apple Inc. のサービスマークです。 Google Play は、Google Inc. の商標です。

POINT 1

モニタリング情報が確認できる

POINT 2

避難経路が検索できる!

POINT 3

ハンズブックが確認できる!

POINT 4

防災検定で力試し!!

POINT 5

避難指示等も確実に伝わる

自然災害等により避難先が被災した場合の避難先の多重確保

- 自然災害等により、あらかじめ定めた避難先自治体で避難者の受け入れができなくなった場合は、中国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を決定する。
- 中国地方で避難先が充足しない場合は、不足分について中国地方以外の災害等発生時の広域支援に関する協定等を締結している府県との間で、島根県、鳥取県又は国が調整の上、避難先を決定する。
- なお、鳥取県は、災害の状況に応じて島根県から要請があった場合に、島根県の避難者を受け入れる予備的避難先地域を鳥取県内に確保している。

⑦中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

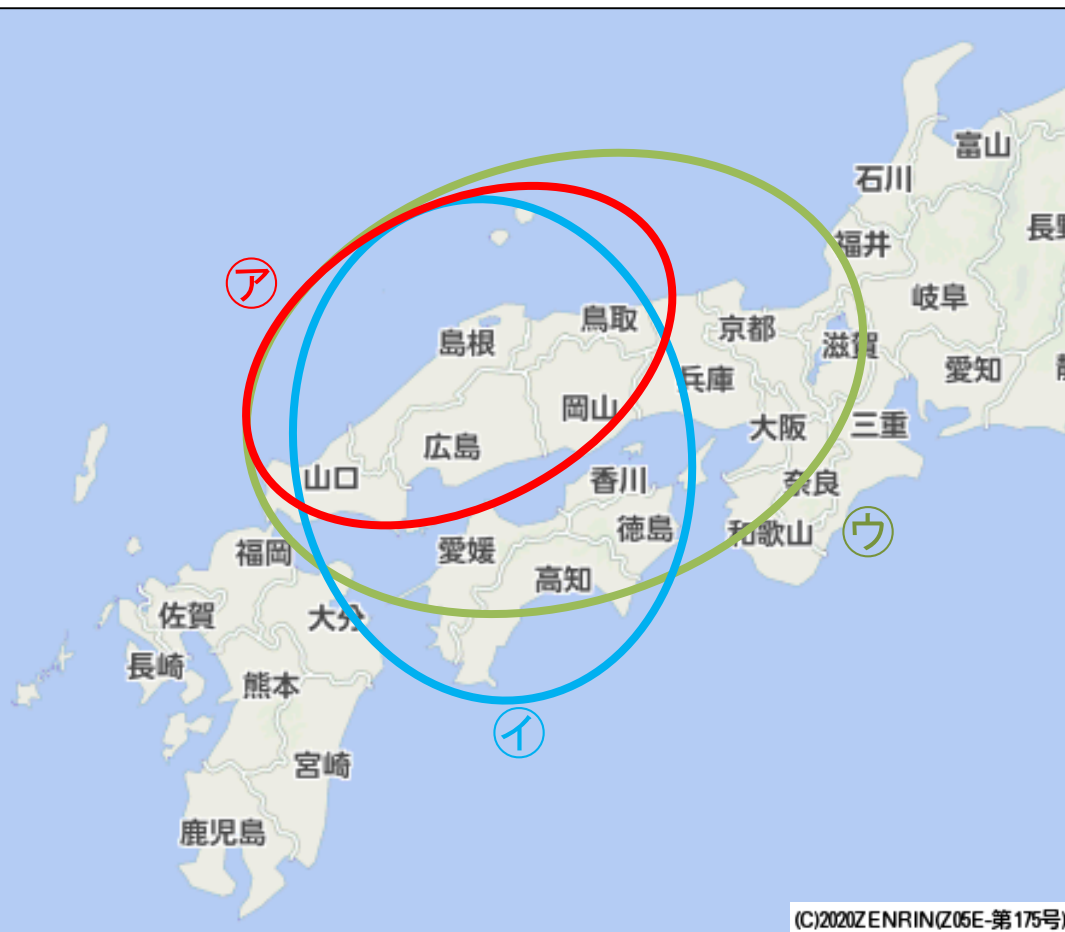
【締結】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
【支援内容】避難者を受け入れるための施設の提供 ほか

①中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【締結】鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
【支援内容】避難者を受け入れるための施設の提供 ほか

⑧関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）

【締結】関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
【支援内容】住民の避難、被災者等の救援・救護及び災害応急・復旧対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋 ほか



6. UPZ内における対応

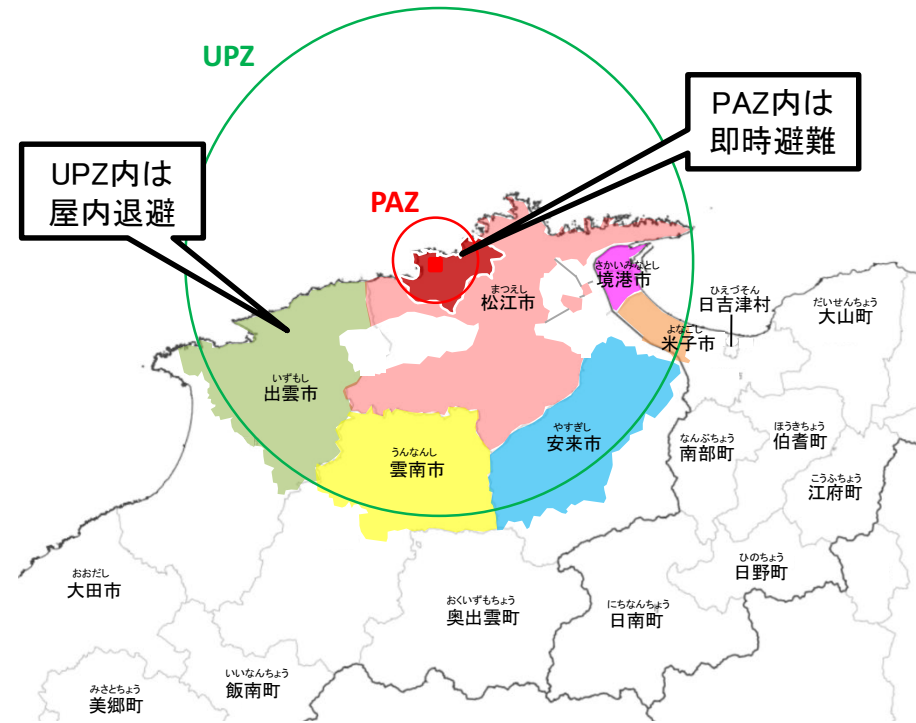
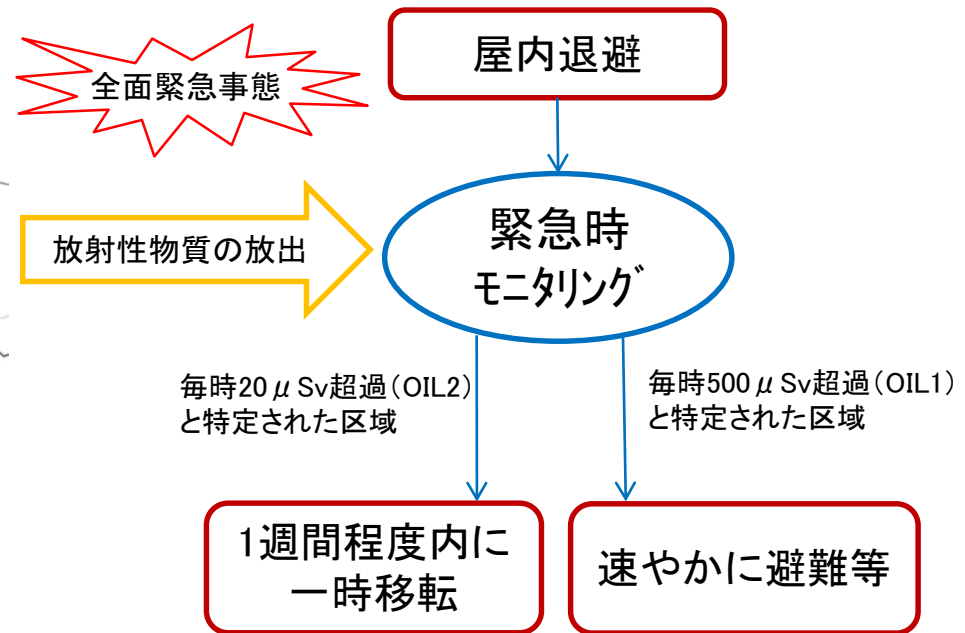
<対応のポイント>

1. 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、住民（避難行動要支援者を含む。）は屋内退避を開始するため、これを円滑に実施できる体制が必要。
2. 放射性物質の放出後は、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定し、当該区域の住民が一時移転等を行うこととなるため、一時移転等できる体制を整備。一時移転等の対象区域以外は、原子力災害対策本部の指示があるまで屋内退避を継続。

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態に至った場合、放射性物質の放出前の段階において、UPZ内住民は、屋内退避を開始する。
- 万が一放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、原子力災害対策指針で定める基準(OIL)に基づき、空間放射線量率が基準値を超える区域を特定する。OIL1に該当する毎時500 μ Sv超過の区域を数時間内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、速やかに避難等(移動が困難な者の一時屋内退避を含む。)を行う。また、OIL2に該当する毎時20 μ Sv超過の区域を1日内を目途に特定し、当該特定された地域の住民は、1週間程度内に一時移転を行う。

UPZ内の防護措置の基本的な流れ



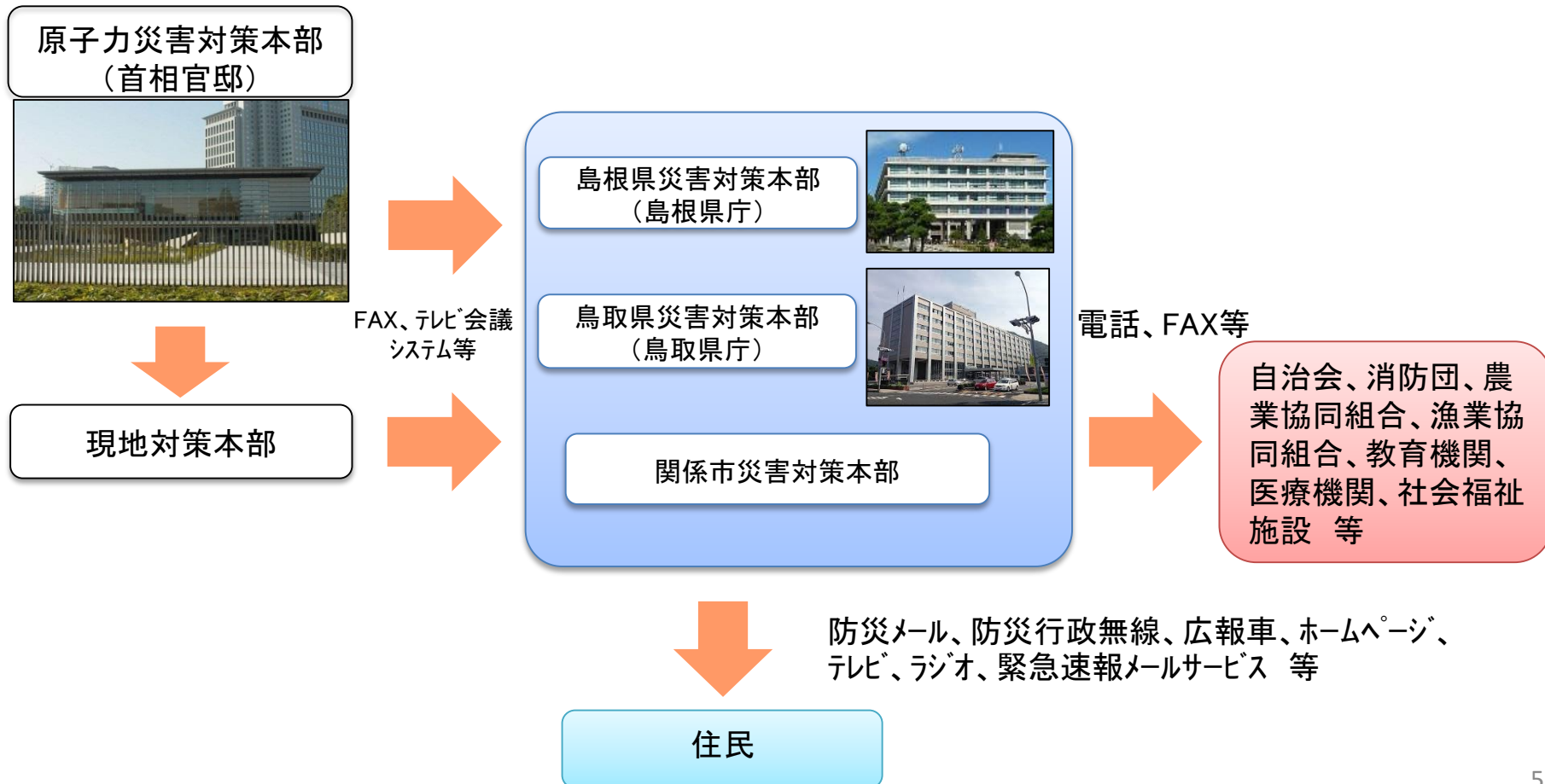
一時移転等に備えた関係者の対応

- 島根県、鳥取県及び関係市は、警戒事態で対策会議・災害警戒本部等を開催又は設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市は、動員計画等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 島根県及び鳥取県は、住民の一時移転等に備え、中国5県バス協会との「原子力災害時等における緊急輸送等の協定」等に基づき、バスの派遣準備を要請。



一時移転等を行う際の情報伝達

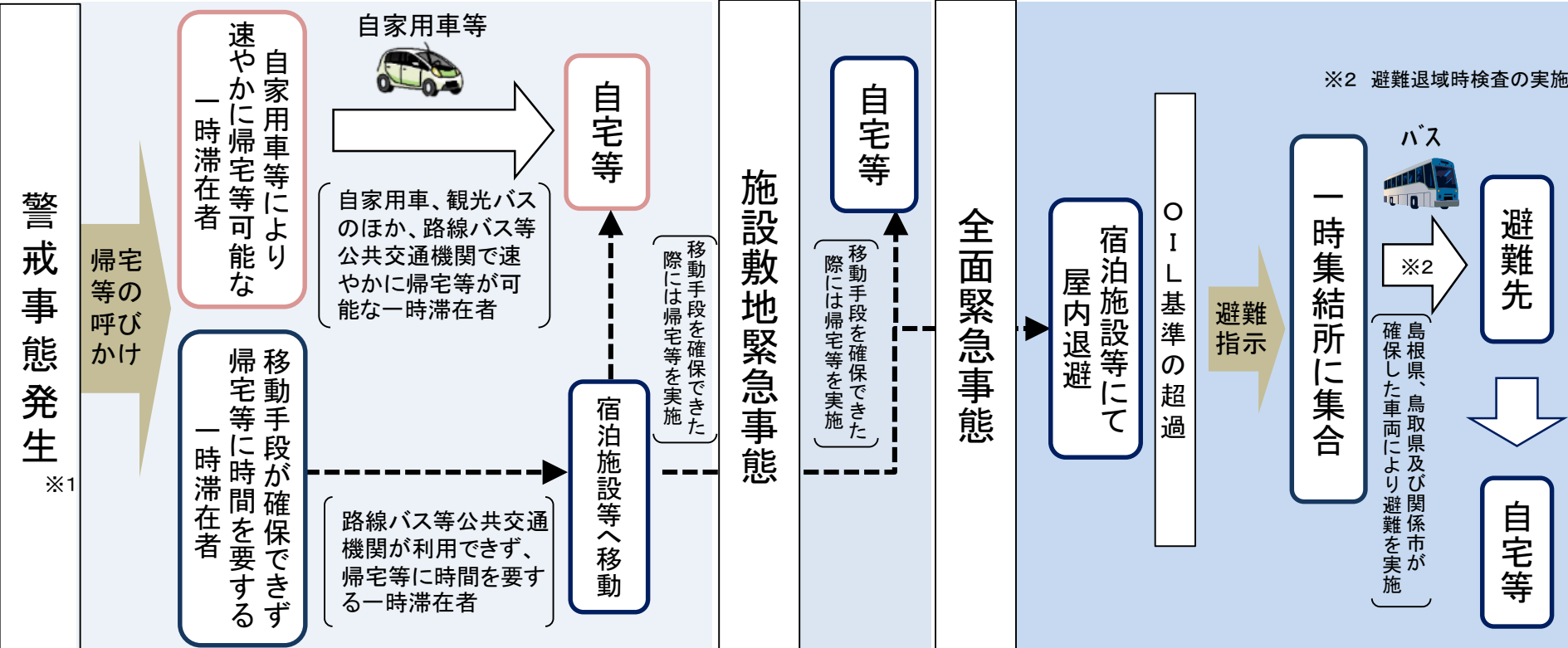
- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、島根県、鳥取県及び関係市に対し、FAXやテレビ会議システム等を用いて伝達。
- 島根県、鳥取県及び関係市から、住民、自治会、消防団、農業協同組合、漁業協同組合、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災メール、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。



UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 島根県、鳥取県及び関係市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集結所に集まり、島根県、鳥取県及び関係市が確保した車両で一時移転等を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



※1 地震等により原子力施設に異常が発生し、警戒事態に至った場合

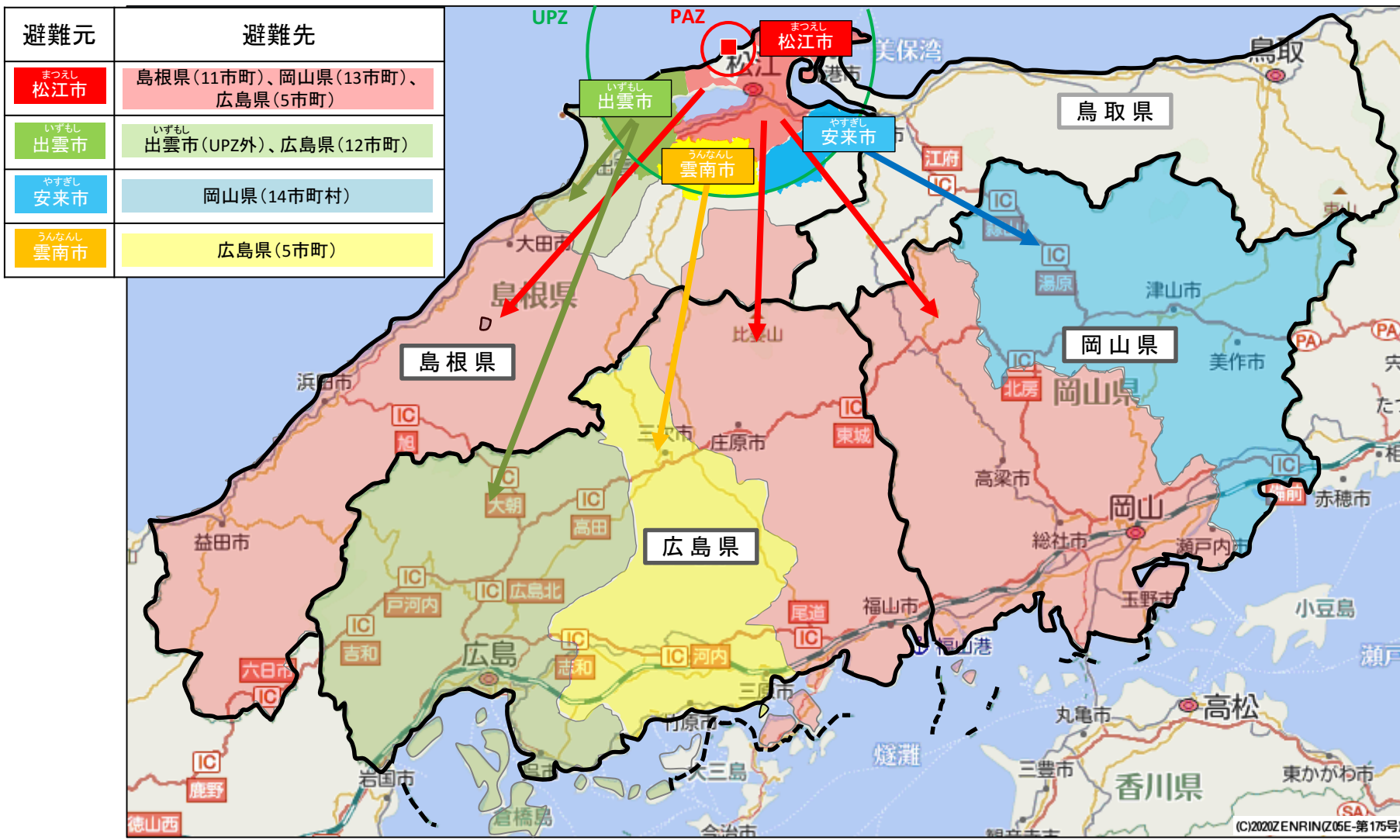
UPZ内住民の一時移転等

- 住民を安全かつ円滑に一時移転等させるため、国の原子力災害対策本部、島根県、鳥取県及び関係市が、実施に係る実務（避難先施設の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査及び簡易除染の実施体制、地域ごとの一時移転等開始時期など）の調整を行う。
- UPZ内関係市の避難計画等に基づき、住民の一時移転等を行う。
- 緊急時モニタリングの結果や、避難経路や避難先の被災状況等、何らかの理由で予定していた避難先が使用できない場合には、島根県、鳥取県及び関係市において他の避難先の調整を行う。
- 鳥取県では、鳥取県及び島根県内から避難する予定の施設が被災等するなどの不測の事態に備え、予備の避難受入地域（受入可能人数：15,000人）を確保している。

避難元		避難先		受入可能人数
島根県	191,285人 まつえし 松江市	島根県内(11市町)	はまだし ますだし おおだし ごうつし おくいずもちよう いいなんちよう かわもとまち みさとちよう おおなんちよう つわのちよう よしかちよう 浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町	119,030人
		岡山県内(13市町)	おかやまし くらしきし たまのし かさおかし いばらし そうじやし たかはしし にいみし あさくちし はやしまちよう さとしようちよう やかげちよう きびちゅうおうちよう 岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、吉備中央町	97,205人
		広島県内(5市町)	おのみちし ふくやまし ふちゅうし しょうぼらし じんせきこうげんちよう 尾道市、福山市、府中市、庄原市、神石高原町	127,182人
			小計	343,417人
	122,778人 いずもし 出雲市	島根県内(1市)	いずもし 出雲市内	37,739人
		広島県内(12市町)	ひろしまし くれし おおたけし ほつかいちし あきたかたし えたじまし ふちゅうちよう かいたちよう くまのちよう さかちよう あきおおたちよう きたひろしまちよう 広島市、呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町	102,383人
		小計	140,122人	
	32,919人 やすぎし 安来市	岡山県内(14市町村)	つやまし ひぜんし せとうちし あかいわし まにわし みまさかし わけちよう しんじょうそん かがみのちよう しゅうおうちよう なぎちよう にしあわくらそん くめなんちよう みさぎちよう 津山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、和気町、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町	53,002人
	29,909人 うんなんし 雲南市	広島県内(5市町)	たけはらし みはらし みよしし ひがしひろしまし せらちよう 竹原市、三原市、三次市、東広島市、世羅町	81,868人
鳥取県	37,455人 よなごし 米子市	鳥取県内(6市町)	とっとりし くらよしし ゆりはまちよう みささちよう ことうらちよう ほくえいちよう 鳥取市、倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町	42,442人
	33,663人 さかいみなとし 境港市	鳥取県内(3市町)	とっとりし いわみちよう やずちよう 鳥取市、岩美町、八頭町	39,312人
【共通】 災害状況による避難		鳥取県内(9町村)	ひえづそん だいせんちよう ほうきちよう なんぶちよう こうふちよう ひのちよう にちなんちよう わかさちよう ちづちよう 日吉津村、大山町、伯耆町、南部町、江府町、日野町、日南町、若桜町、智頭町	15,000人 ^(概数)
合計	448,009人		合計	715,163人

島根県におけるUPZ内住民の避難先

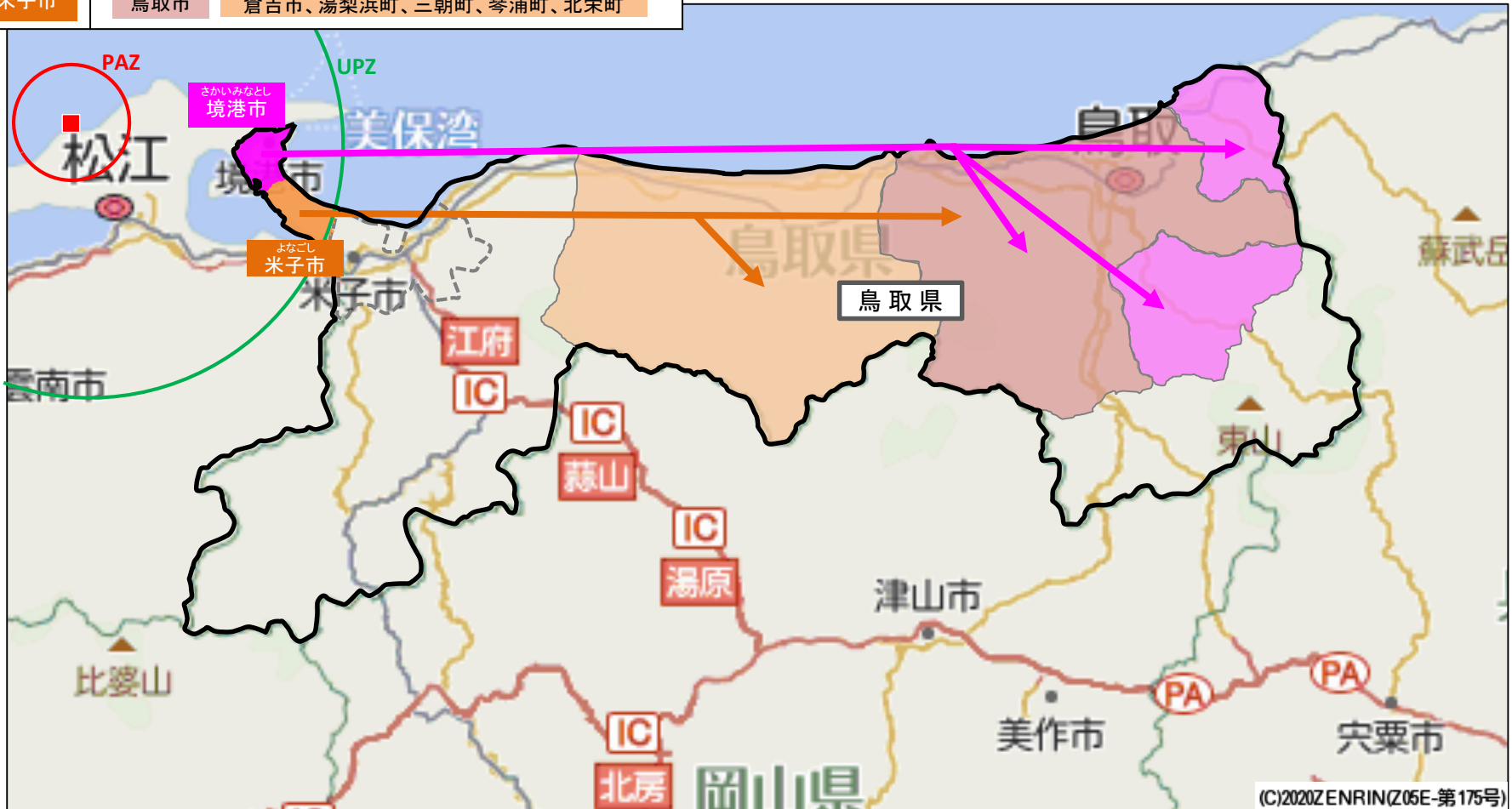
- UPZ内にある島根県内各市の住民の避難先は、島根県内及び県外(岡山県・広島県)において確保。
- 島根県では、避難先自治体による避難受入の円滑化等を図るため、「原子力災害時における広域避難に関する避難者受入れに係るガイドライン」を作成。



鳥取県におけるUPZ内住民の避難先

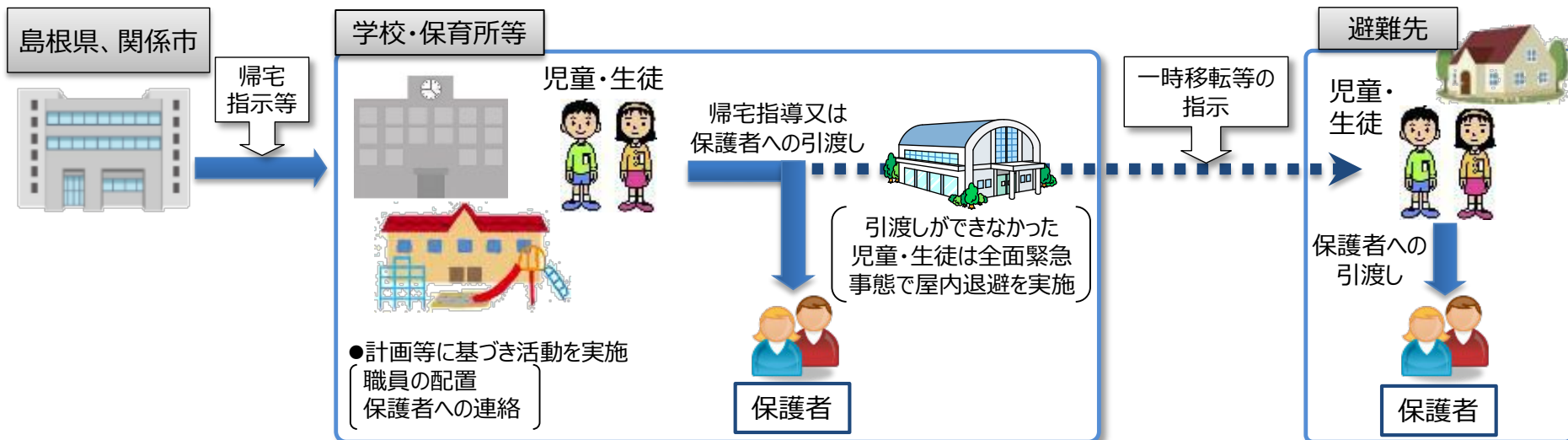
➤ UPZ内にある鳥取県内各市の住民の避難先は、鳥取県内において確保。

避難元	避難先
さかいみなとし 境港市	とっとりし 鳥取市 いわみちよう やずちよう 岩美町、八頭町
よなごし 米子市	とっとりし 鳥取市 くらよし ゆりはまちよう みささちよう ことらちよう ほくえいちよう 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、琴浦町、北栄町



島根県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 島根県及び島根県内関係市では、警戒事態以降、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZ内の学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。

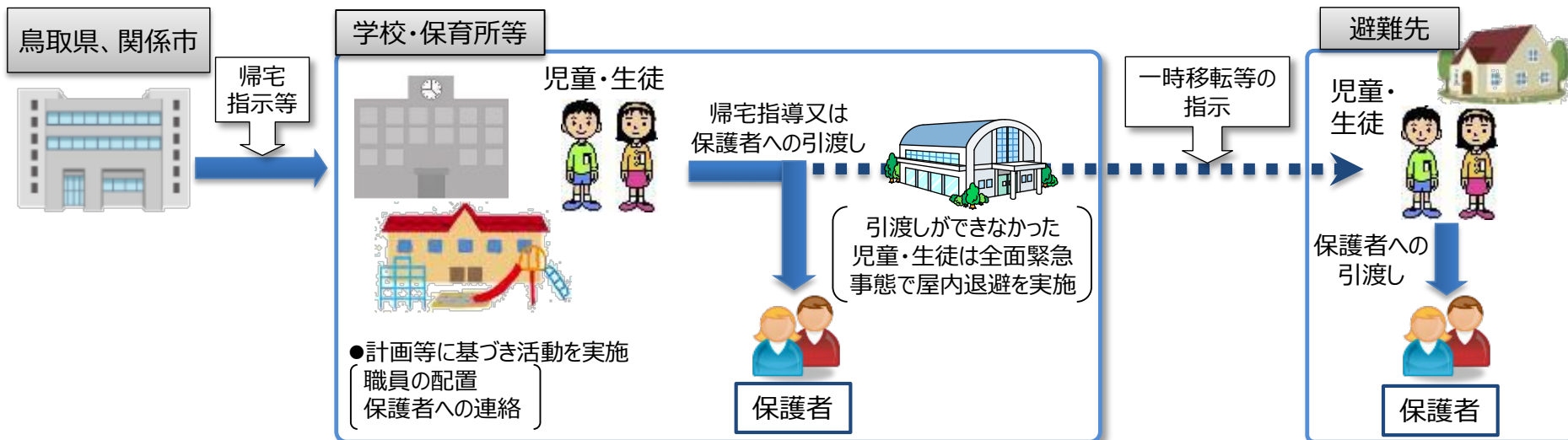


UPZ内の 教育機関数	松江 ^{まつえし} 市		出雲 ^{いづもし} 市		安来 ^{やすぎし} 市		雲南 ^{うんなんし} 市		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	113	8,602人	71	6,397人	19	1,249人	21	1,186人	224	17,434人
小学校	30	10,027人	23	6,639人	13	1,671人	11	1,507人	77	19,844人
中学校	17	4,915人	9	3,336人	4	902人	5	820人	35	9,973人
義務教育学校	2	994人	—	—	—	—	—	—	2	994人
高等学校	12	5,758人	5	2,849人	2	689人	2	700人	21	9,996人
特別支援学校	5	396人	—	—	1	15人	1	10人	7	421人
合計	179	30,692人	108	19,221人	39	4,526人	40	4,223人	366	58,662人

保育所：令和3年1月現在、その他：令和2年5月現在

鳥取県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 鳥取県及び鳥取県内関係市は、施設敷地緊急事態等の段階で、児童・生徒の帰宅や保護者への引渡し等について、UPZ内の学校・保育所等に対し指示又は情報提供を行う。
- 学校・保育所等は、県又は関係市からの指示等に基づき、児童・生徒の帰宅指導や保護者への引渡し等を実施。
- 引渡し等ができなかった児童・生徒は、全面緊急事態で屋内退避を実施する。その後、事態が悪化し、県又は関係市災害対策本部等から一時移転等の指示が出された場合は、職員等とともに一時移転等を行い、避難先において保護者に引き渡す。



UPZ内の 教育機関数	米子市 <small>よなごし</small>		境港市 <small>さかいみなとし</small>		合計	
	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数	教育機関数	児童・生徒数
保育所・幼稚園等	16	1,015人	16	1,215人	32	2,230人
小学校	6	1,202人	6	1,675人	12	2,877人
中学校	3	624人	3	804人	6	1,428人
高等学校	1	124人	2	994人	3	1,118人
高等専門学校	1	1,059人	—	—	1	1,059人
合計	27	4,024人	27	4,688人	54	8,712人

※ 令和2年度に鳥取県で調査した数

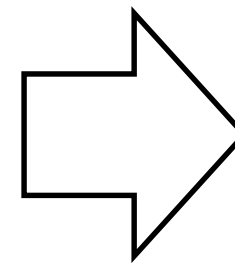
- 医療機関の入院患者は、施設ごとの避難計画等に基づき、島根県が関係機関と調整した避難先に避難。
- 社会福祉施設(入所施設)(303施設9,255人)の入所者は、施設ごとの避難計画等に基づき、あらかじめ定めた広域福祉避難所に避難。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、島根県等が受入先を調整。
- 社会福祉施設(通所施設)(451施設8,991人)の利用者は、警戒事態の段階で支援者等に引き渡し、帰宅。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は自宅等から避難。

< UPZ内 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		47	5,835
社会福祉施設 (入所)	介護保険施設等	213	7,835
	障害福祉サービス 事業所等	90	1,420
	小計	303	9,255
合計		350	15,090

< UPZ外 >

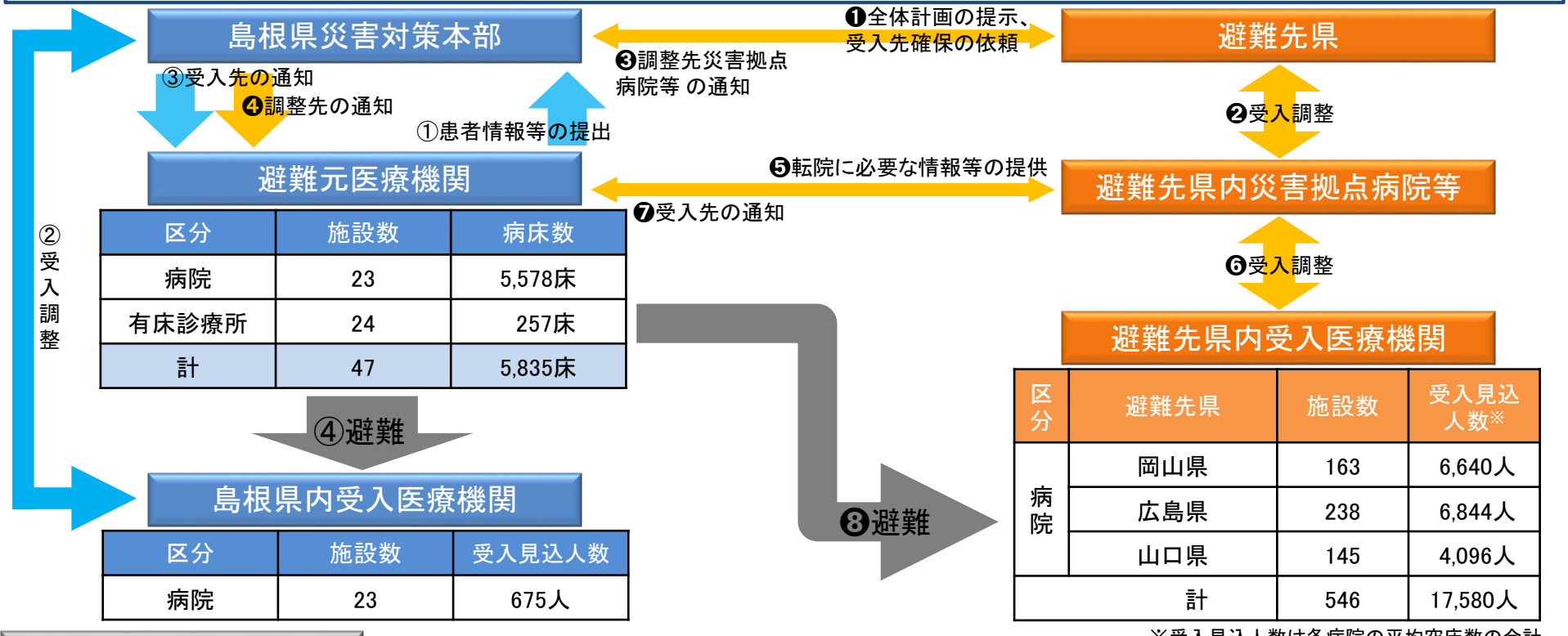
避難先施設	
受入施設数 (施設)	受入見込人数 (人)
569	18,255
395	31,417
964	49,672



施設ごとの避難
計画等に基づき
避難

島根県におけるUPZ内の医療機関の受入先確保のための調整スキーム

- 島根県のUPZ内の入院病床を有する全ての医療機関(病院及び有床診療所、47施設5,835床)は、原子力災害時の対応手順等を定めた個別の避難計画を策定済み。
- 一時移転等の防護措置が必要となった場合、入院患者の病態や家族等の避難先を考慮し、島根県が受入先の確保フローに基づき、島根県、岡山県及び広島県内の医療機関から受入先を確保。なお不足する場合には、島根県が山口県に協力を依頼し、山口県内の医療機関から受入先を追加的に確保。



受入先の確保フロー

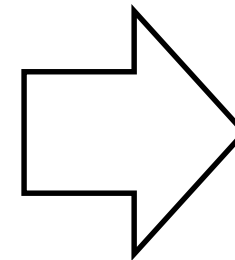
- UPZ内の全ての医療機関は、全面緊急事態までに入院患者に係る情報を島根県に提出。その後、一時移転等の指示が見込まれる段階で、該当医療機関は島根県の求めに応じて避難計画を立案し、提出。
- 島根県は、提出された患者情報を基に、県内医療機関と調整し、受入先を確保。
①②③④ (県内受入先が不足する場合など) 島根県は、必要に応じ、岡山県・広島県・山口県に協力を依頼し、各県を通じ、調整先となる災害拠点病院等を特定して避難元医療機関に通知。
- 島根県は、避難元医療機関に対し、避難先医療機関を通知。
⑤⑥⑦ 避難元医療機関は、調整先の災害拠点病院等に対し転院に必要な情報等を提供。災害拠点病院等は、担当管内の医療機関と調整し、受入先を確保して避難元医療機関に通知。
- ⑧ 避難元医療機関は、通知された避難先医療機関等と連絡を取り合い、転院に必要な情報を提供し、一時移転等を実施。

- 医療機関の入院患者は、施設ごとの避難計画等に基づき、鳥取県が関係機関と調整した避難先に避難。
- 社会福祉施設(入所施設)(50施設1,327人)の入所者は、施設ごとの避難計画等に基づき、あらかじめ定めた広域福祉避難所に避難。何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、鳥取県等が受入先を調整。
- 社会福祉施設(通所施設)(65施設1,599人)の利用者は、施設敷地緊急事態の段階で支援者等に引き渡し、帰宅。その後、事態が悪化し、一時移転等の指示が出された場合は自宅等から避難。

< UPZ内 >

< UPZ外 >

施設区分		避難元施設	
		施設数 (施設)	入所定員 (人)
医療機関(病院・有床診療所)		6	326
社会福祉施設 (入所)	介護保険施設等	29	1,113
	障害福祉サービス 事業所等	21	214
	小計	50	1,327
合計		56	1,653

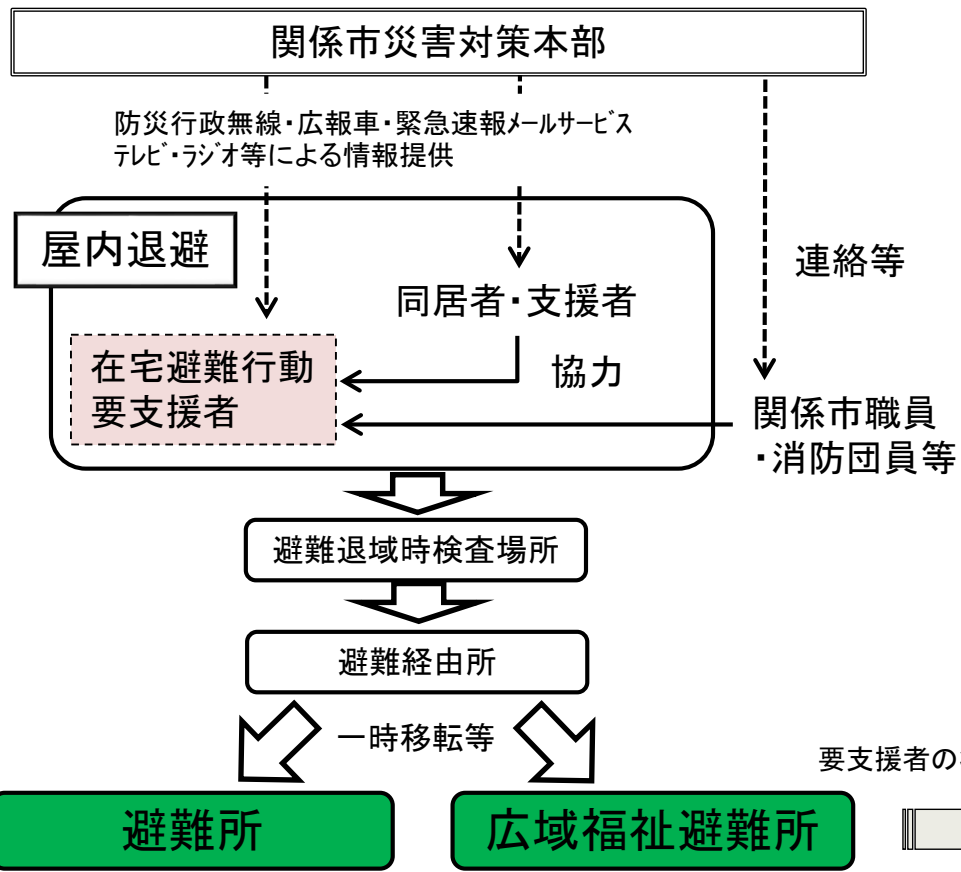


施設ごとの避難
計画等に基づき
避難

避難先施設	
受入施設数 (施設)	受入見込人数 (人)
11	600
133	1,416
144	2,016

島根県におけるUPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。



UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ内(人)
まつえし 松江市	24,039人(3,792人)
いずもし 出雲市	4,215人(1,628人)
やすぎし 安来市	2,462人(1,323人)
うなんし 雲南市	1,409人(1,193人)
合計	32,125人(7,936人)

※ ()内は支援者有り
※ 令和元年12月末時点

要支援者の状況に応じて移動

鳥取県におけるUPZ内の在宅の避難行動要支援者の防護措置

- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、テレビ、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 支援者の同行により、地域住民と一緒に避難できる在宅の避難行動要支援者は、一時移転等が必要となった際には、避難先自治体が準備した広域避難所に一時移転等を行う。なお、避難先で特別な配慮が必要な避難行動要支援者は、避難先自治体が準備した広域福祉避難所に一時移転等を行う。
- 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、関係市職員、自治会、消防職員・団員等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備。

関係市災害対策本部

防災行政無線・広報車・緊急速報メールサービス
テレビ・ラジオ等による情報提供

屋内退避

同居者・支援者

在宅避難行動
要支援者

協力

連絡等

関係市職員
・消防団員等

避難退域時検査場所

一時移転等

広域避難所

要支援者の状況に応じて移動

広域福祉避難所等

要支援者の状況に応じて移動

福祉施設等

UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ内(人)
よなごし 米子市	4,511人(833人)
さかいみなとし 境港市	2,484人(607人)
合計	6,995人(1,440人)

※ ()内は支援者有り
※ 令和元年12月末時点

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、島根県内のUPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が452台、ストレッチャー車両が202台に対して、島根県内や協定を締結している中国地方のタクシー事業者等における保有車両数はそれぞれ、1,862台と255台であり、必要車両台数を確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保に向けた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	2,073台	632台	
医療機関	1,322台	1,514台	
社会福祉施設	2,930台	670台	
合計	6,325台	2,816台	車椅子車両、ストレッチャー車両ともに1台当たり1名の要支援者を搬送することを想定
必要車両台数	452台	202台	ピストン輸送(14往復)を想定



福祉車両保有台数	1,862台	255台	
島根県内	1,460台	167台	島根県内 <small>おきぐん</small> (隠岐郡を除く)の社会福祉施設及びタクシー事業者の保有台数の合計
中国地方 (島根県、鳥取県を除く)	402台	88台	島根県、鳥取県を除く中国地方3県のタクシー事業者の保有台数の合計

※ この他、中国電力の確保する福祉車両(52台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

UPZ内の一時的移転等における福祉車両の確保（鳥取県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、鳥取県内のUPZ全域において福祉車両による避難が必要な要支援者が、一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、車椅子車両が74台、ストレッチャー車両が40台に対して、鳥取県内や協定を締結している中国地方のタクシー事業者等における保有車両数はそれぞれ、1,187台と287台であり、必要車両台数を確保。
- なお、それでも必要車両数が確保できない場合には、国の原子力災害対策本部にて福祉車両の確保に向けた調整を行う。

	車椅子車両	ストレッチャー車両	備考
在宅	403台	233台	
医療機関	92台	145台	
社会福祉施設	535台	177台	
合計	1,030台	555台	車椅子車両、ストレッチャー車両ともに1台当たり1名の要支援者を搬送することを想定
必要車両台数	74台	40台	ピストン輸送(14往復)を想定



福祉車両保有台数	1,187台	287台	
鳥取県内	785台	199台	鳥取県内の社会福祉施設及びタクシー事業者の保有台数の合計
中国地方 (鳥取県、島根県を除く)	402台	88台	鳥取県、島根県を除く中国地方3県のタクシー事業者の保有台数の合計

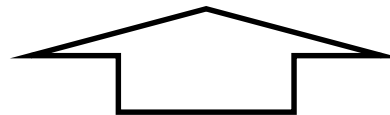
※ この他、中国電力の確保する福祉車両(52台)について活用

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

UPZ内の一時的移転等における輸送能力の確保（島根県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、島根県におけるUPZ内全域が、原則自家用車による一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数37,690人、必要車両数1,079台に対して、島根県内及び協定を締結している中国地方のバス会社の保有車両数は6,031台と必要車両台数を確保（県外のバス会社からの調達についてはP69参照）。

		まつえし 松江市	いずもし 出雲市	やすぎし 安来市	うんなんし 雲南市	合計
対象人数 (想定)(人)	UPZ内人口 ※1	191,285人	122,778人	32,919人	29,909人	376,891人
	バスによる一時移転等 が必要となる住民 ※2	19,129人	12,278人	3,292人	2,991人	37,690人
必要車両台数 ※3		547台	351台	95台	86台	1,079台



※1 令和2年12月末現在
 ※2 住民の10%がバスによる一時移転等が必要となると想定
 ※3 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

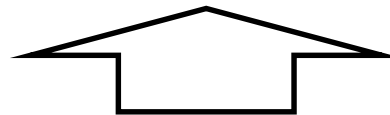
島根県内のバス会社 保有車両	681台(令和2年8月時点)	島根県内のバス会社から必要な輸 送手段を調達
中国地方のバス会社 保有車両 (島根県、鳥取県を除く。)	5,350台(令和2年8月時点)	島根県が中国地方のバス会社から 必要な輸送手段を調達

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

UPZ内の一時的移転等における輸送能力の確保（鳥取県）

- UPZ内で一時移転等の対象となる区域は、UPZ内全域ではなく、その一部にとどまることが想定される点に留意。ここではあえて、鳥取県におけるUPZ内全域が、原則自家用車による一時移転等を実施すると仮定した場合の輸送能力を確保する。
- 必要となる輸送能力は、想定対象人数7,113人、必要車両数205台に対して、鳥取県内及び協定を締結している中国地方のバス会社の保有車両数は5,860台と必要車両台数を確保（県外のバス会社からの調達についてはP69参照）。

		よなごし 米子市	さかいみなとし 境港市	合計
対象人数 (想定)(人)	UPZ内人口 ※1	37,455人	33,663人	71,118人
	バスによる一時移転等 が必要となる住民 ※2	3,746人	3,367人	7,113人
必要車両台数 ※3		108台	97台	205台



- ※1 令和2年12月末現在
- ※2 住民の10%がバスによる一時移転等が必要となると想定
- ※3 バス1台当たり35人程度の乗車を想定

鳥取県内のバス会社 保有車両	510台(令和2年8月時点)	鳥取県内のバス会社から必要な輸 送手段を調達
中国地方のバス会社保有車両 (鳥取県、島根県を除く。)	5,350台(令和2年8月時点)	鳥取県が中国地方のバス会社から 必要な輸送手段を調達

※ なお、鳥取県は、中国地方のバス協会会員である事業者から輸送手段を確保できない場合、関西広域連合(管内バス会社保有台数 17,156台)に対し協力を要請し、必要な輸送能力を確保する。

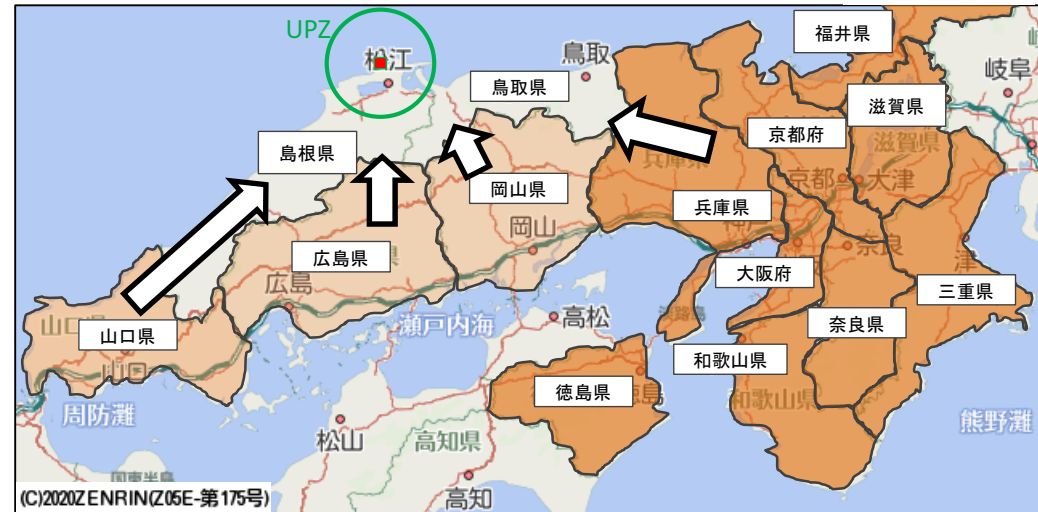
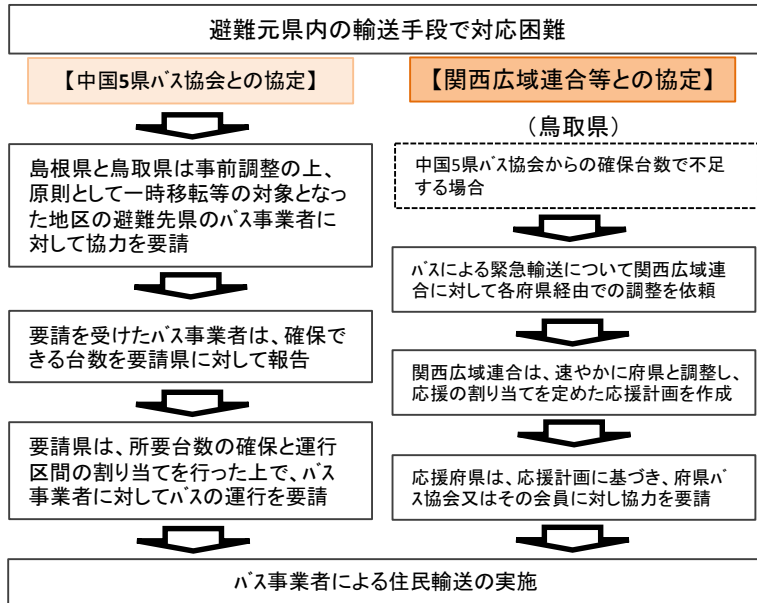
※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

国、関係機関による輸送能力の確保

島根県、鳥取県内の輸送手段で不足する場合の輸送能力の確保については、

- 中国地方3県のバス協会員である事業者から輸送手段を調達。
※平成29年4月に島根・鳥取両県及び中国5県バス協会にて「原子力災害時におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」を締結
- また、鳥取県においては、状況に応じて関西広域連合に要請し、広域連合の構成府県及び連携県等の関係団体から輸送手段を確保。
※平成27年12月に近畿2府8県並びに関西広域連合と各府県バス協会にて「大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定」を締結
- 上記手段により確保した輸送手段で対応できない場合、国の原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請し必要な輸送能力を確保する。

【協定に基づく要請フロー】



(令和2年8月時点)

府県名	(島根県)	(鳥取県)	岡山県	広島県	山口県	福井県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	徳島県
保有台数(台)	681	510	1,455	2,806	1,089	897	1,331	949	2,392	5,254	3,985	1,004	721	623
	計 5,350					計 17,156								

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海上保安庁、自衛隊)に支援を要請

▶ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

おおの
地区名：大野
【基本経路】
国道431号→県道23号→(山陰IC)
→山陰自動車道→松江自動車道
→(雲南吉田IC)→国道54号

しまね
地区名：島根
【基本経路】
①県道21号
②県道37号→国道431号
(①②とも)→松江だんだん道路
→山陰自動車道→松江自動車道
→(三刀屋木次IC)→国道314号

いくま ふるえ じょうさい ほつき じょうほく あいか
地区名：生馬、古江、城西、法吉、城北、秋鹿
【基本経路】
国道431号→県道28号→国道431号→
く(にびき海岸道路)→国道9号(→山陰自動車道)

【凡例】避難退域時検査場所候補地
① 浜山公園
② 湖陵総合公園

のぎ のしらちょう
地区名：乃木(乃白町)
【基本経路】
山陰自動車道→松江自動車道→中国自動車道→(六日市IC)

じょうとう あさひ しらかた さいか のぎ のしらちょう
地区名：城東、朝日、白濁、雑賀、乃木(乃白町以外)
【基本経路】
山陰自動車道→(出雲IC)→国道9号



島根県松江市におけるUPZ内から避難先自治体（島根県内）までの主な経路②

城北・法吉地区 避難先: 浜田市
 【避難経由所】 島根県立大学 他5
 →【避難所】 浜田水産高校 他51
 →【広域福祉避難所】 浜田市総合福祉センター 他9

城西地区 避難先: 江津市
 【避難経由所】 総合市民センター 他3
 →【避難所】 江東中学校 他16
 →【広域福祉避難所】 都治地域コミュニティ交流センター 他10

生馬・古江地区 避難先: 大田市
 【避難経由所】 瀬摩高校 他4
 →【避難所】 サンデー大田 他17
 →【広域福祉避難所】 県立男女共同参画センター 他6

大野地区 避難先: 飯南町
 【避難経由所】 道の駅赤菜高原
 →【避難所】 赤名農村環境改善センター 他10
 →【広域福祉避難所】 飯南町保健福祉センター 他2

島根地区 避難先: 奥出雲町
 【避難経由所】 三成公園 他1
 →【避難所】 仁多中学校 他14
 →【広域福祉避難所】 阿井コミュニティセンター 他5

秋鹿地区 避難先: 美郷町・川本町
 【避難経由所】 (美郷町) 防災公園
 (川本町) 悠色ふるさと会館
 →【避難所】 (美郷町) 邑智中学校 他1
 (川本町) 町民体育館 他3
 →【広域福祉避難所】 (美郷町) みさと館 他1
 (川本町) すこやかセンター 他1

白湯地区 避難先: 邑南町
 【避難経由所】 中野クラウド 他1
 →【避難所】 井原公民館 他4
 →【広域福祉避難所】 失上交流センター 他1

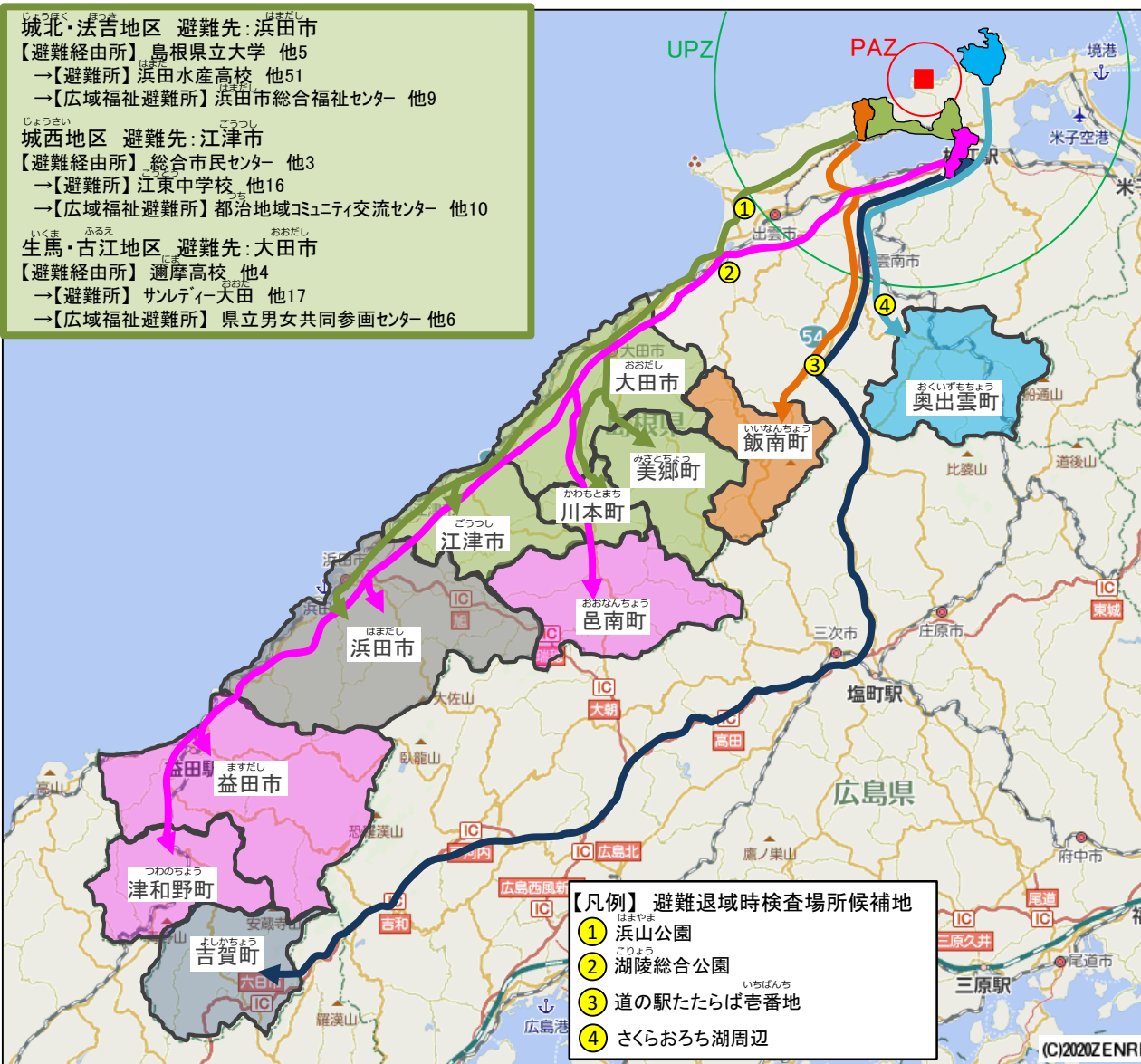
城東・朝日地区 避難先: 浜田市
 【避難経由所】 金城総合運動公園 他2
 →【避難所】 浜田商業高校 他31
 →【広域福祉避難所】 周布公民館 他11

乃木(上乃木、浜乃木)・雑賀地区 避難先: 益田市
 【避難経由所】 万葉公園 他1
 →【避難所】 市民体育館 他112
 →【広域福祉避難所】 島根県芸術文化センター 他15

乃木(乃木富富町、田和山町、西塚島)地区 避難先: 津和野町
 【避難経由所】 道の駅なごみの里 他1
 →【避難所】 日原体育館 他1
 →【広域福祉避難所】 津和野町民センター 他1

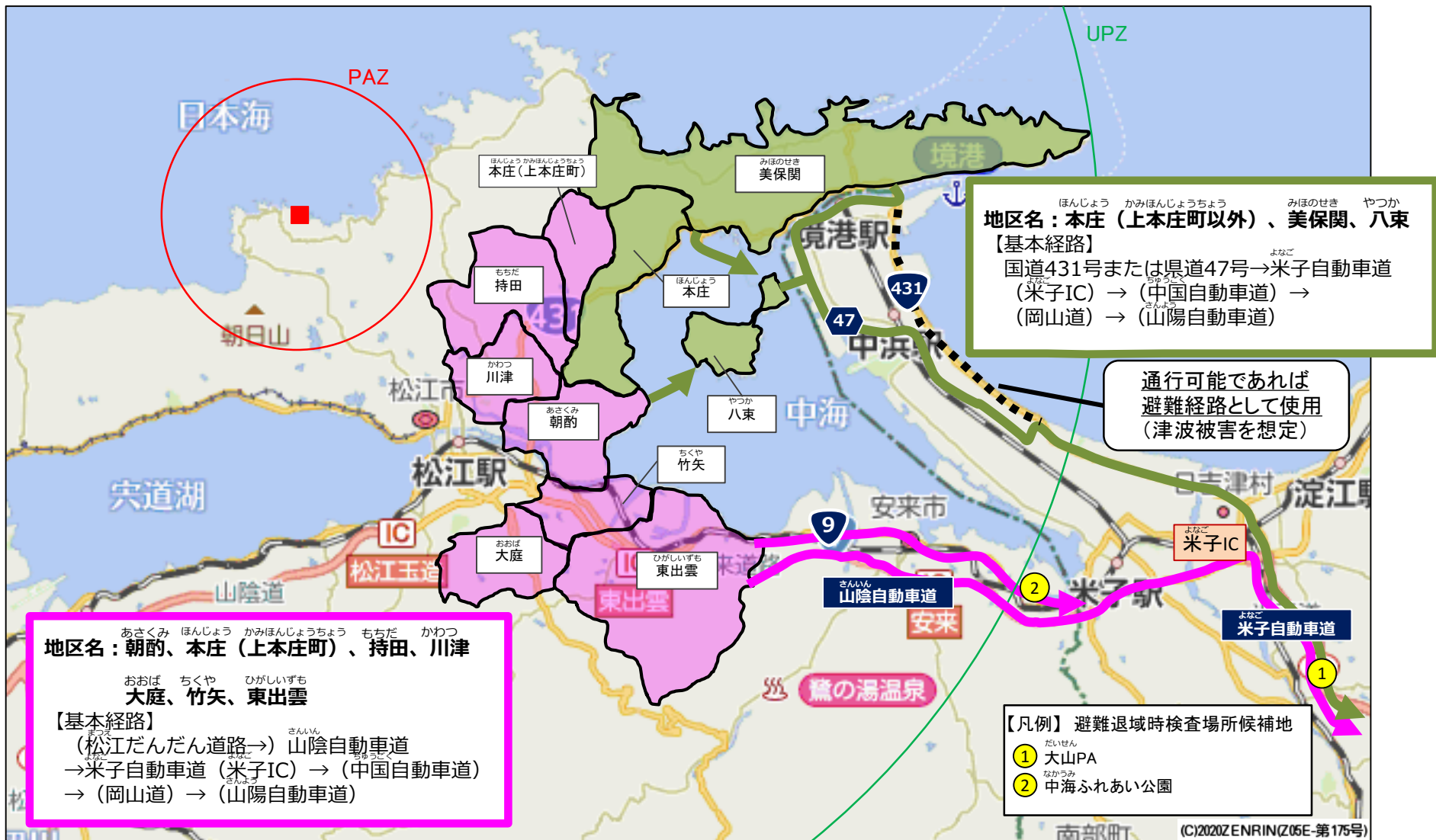
乃木(乃白町)地区 避難先: 吉賀町
 【避難経由所】 六日市中学校
 →【避難所】 町民六日市体育館 他3
 →【広域福祉避難所】 六日市基幹集落センター

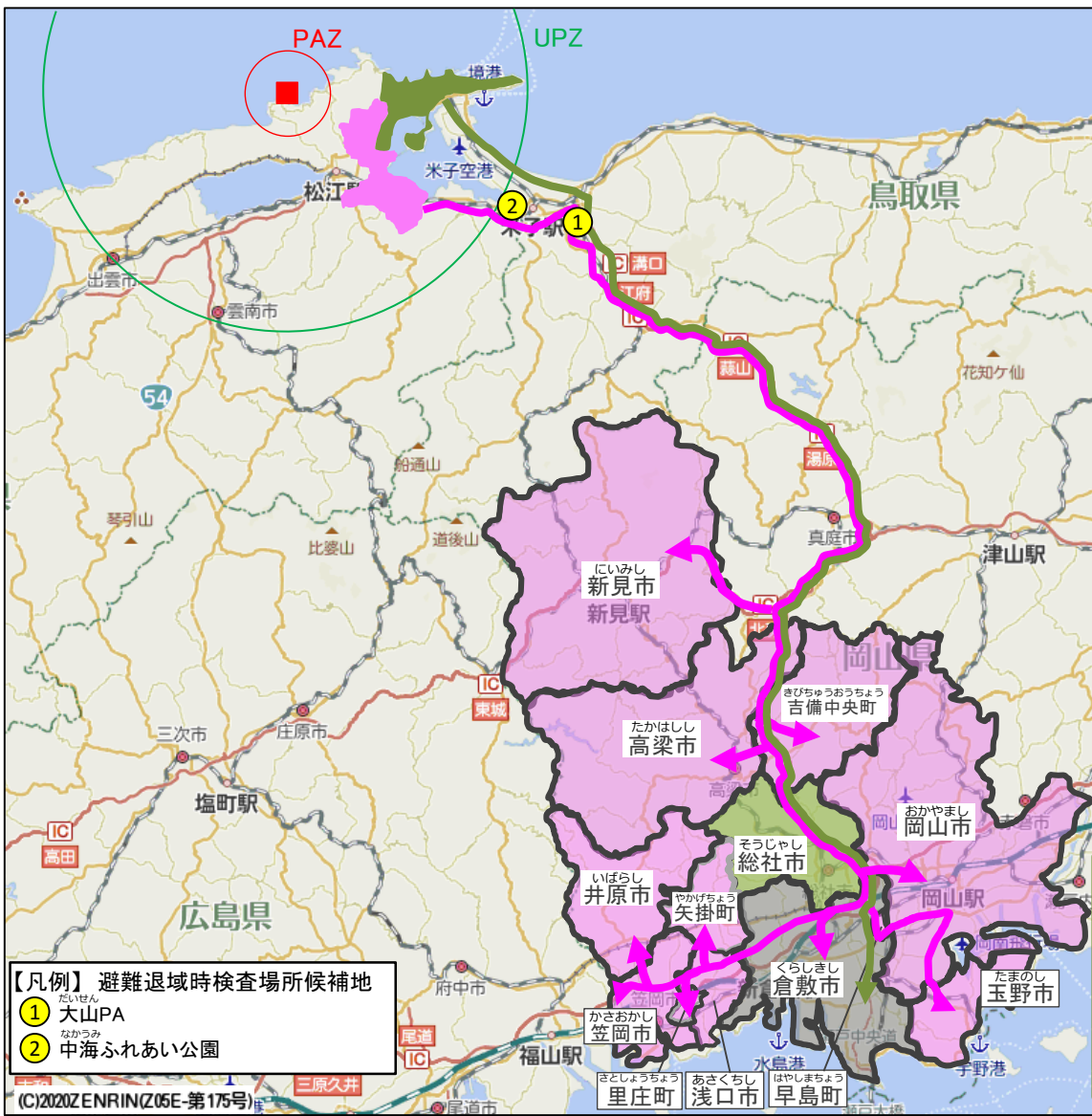
- 【凡例】 避難退域時検査場所候補地
- ① 浜山公園
 - ② 湖陵総合公園
 - ③ 道の駅たたらば番地
 - ④ さくらおろち湖周辺



(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。





東出雲地区 避難先:新見市、高梁市、吉備中央町、井原市
 【避難経路所】(新見市)新見高校 他3、(高梁市)ききょう緑地グラウンド 他1、
 (吉備中央町)かもがわ総合スポーツ公園、(井原市)井原運動公園 他2
 →【避難所】(新見市)上市小学校 他16、(高梁市)高梁市民体育館 他10、
 (吉備中央町)かもがわ総合スポーツ公園体育館、(井原市)井原小学校 他25
 →【広域福祉避難所】(新見市)きらめき広場・哲西 他6、(高梁市)高梁総合文化
 会館 他1、(吉備中央町)かもがわ総合スポーツ公園体育館、(井原市)アクトイ
 ラフ井原 他2

川津・大庭地区 避難先:岡山市
 【避難経路所】岡山市サウスグレイズ 他7
 →【避難所】岡山御津高校 他55 →【広域福祉避難所】足守公民館 他30

竹矢地区 避難先:笠岡市、浅口市、矢掛町、里庄町、吉備中央町
 【避難経路所】(笠岡市)笠岡総合スポーツ公園、(浅口市)金光スポーツ公園 他2、
 (矢掛町)B&G海洋センター 他2、(里庄町)つばきの丘運動公園
 →【避難所】(笠岡市)笠岡総合体育館 他1、(浅口市)市立天草公園体育館 他5、
 (矢掛町)B&G海洋センター 他2、(里庄町)里庄中学校 他2
 →【広域福祉避難所】(笠岡市)老人福祉センター 他1、(浅口市)健康福祉センター、
 (矢掛町)矢掛老人福祉センター、(里庄町)老人福祉センター、(吉備中央町)やす
 らぎ事業所 他2

本庄(上本庄町)地区 避難先:早島町
 【避難経路所】コンバックス岡山
 →【避難所】早島中学校 他1 →【広域福祉避難所】早島ドリームハウス 他1

持田地区 避難先:倉敷市
 【避難経路所】水島緑地福田公園
 →【避難所】郷内中学校 他12 →【広域福祉避難所】ライフパーク倉敷 他6

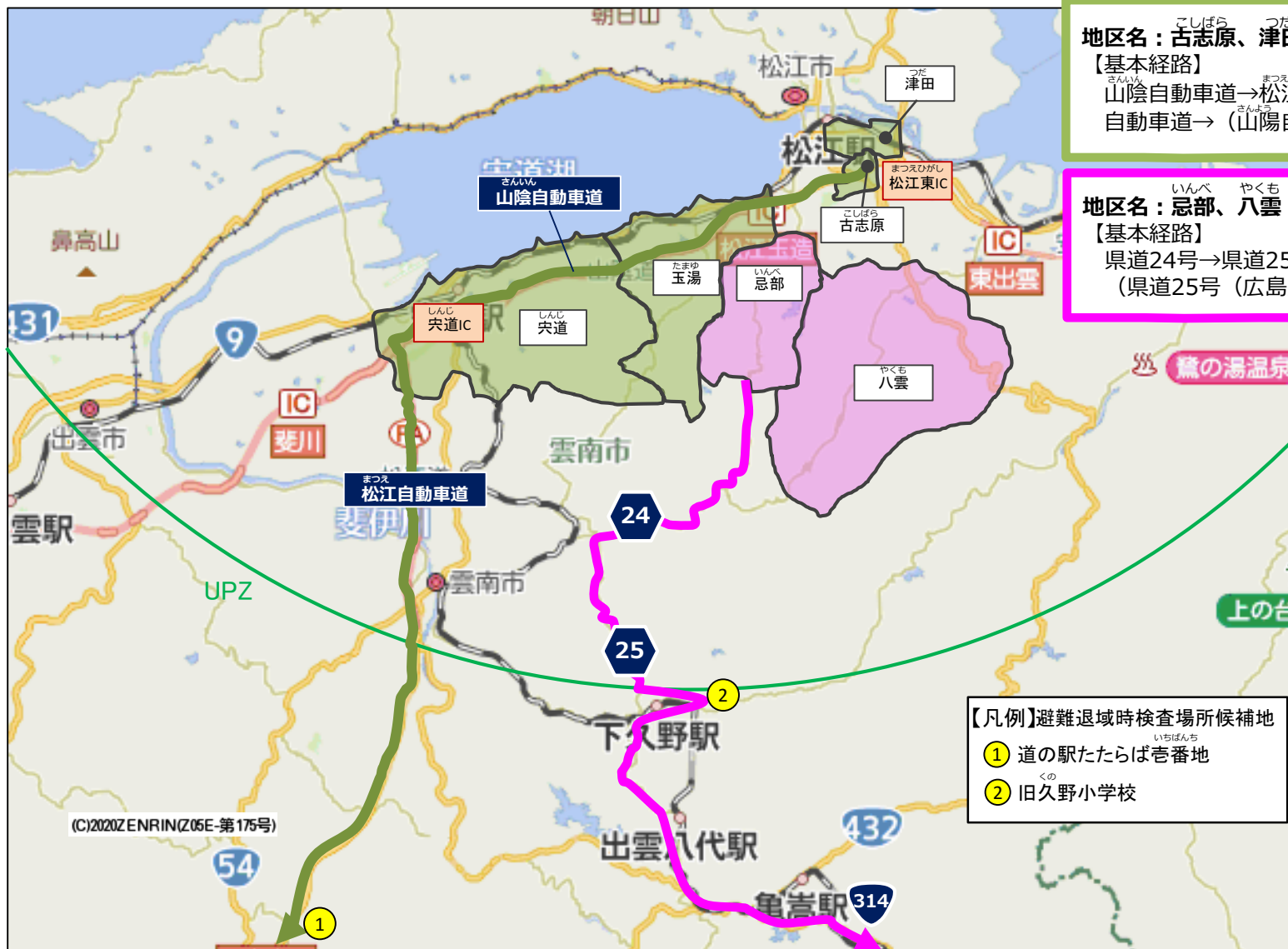
朝酌地区 避難先:玉野市
 【避難経路所】みやま公園 他1
 →【避難所】東児中学校 他12
 →【広域福祉避難所】すこやかセンター 他2

本庄(上本庄町以外)・美保関地区 避難先:倉敷市
 【避難経路所】水島緑地福田公園
 →【避難所】新田中学校 他27 →【広域福祉避難所】ライフパーク倉敷 他6

八束地区 避難先:総社市、玉野市、里庄町
 【避難経路所】(総社市)総社スポーツセンター 他1
 →【避難所】(総社市)きびじアリーナ 他2
 →【広域福祉避難所】(総社市)総合文化センター 他6、(玉野市)すこやかセン
 他2、(里庄町)老人福祉センター

【凡例】避難退域時検査場所候補地
 ① 大山PA
 ② 中海ふれあい公園

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



地区名：古志原、津田、宍道、玉湯

【基本経路】

山陰自動車道→松江自動車道→尾道
自動車道→（山陽自動車道）

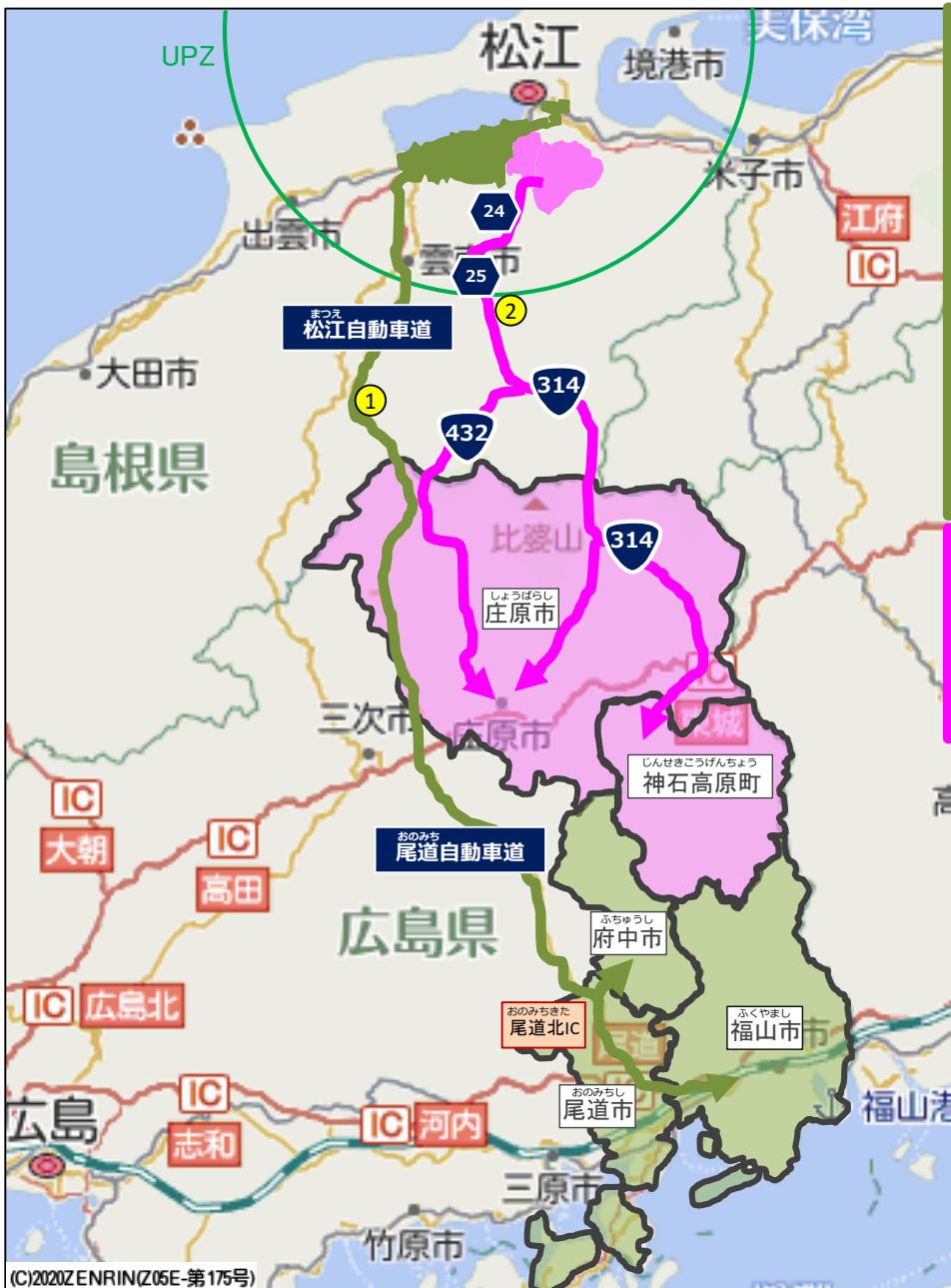
地区名：忌部、八雲

【基本経路】

県道24号→県道25号→国道314号→
（県道25号（広島県））

【凡例】避難退域時検査場所候補地

- ① 道の駅たたらばき番地 いちばんち
- ② 旧久野小学校 くの



古志原地区 避難先: 尾道市
 【避難経由所】東尾道市民スポーツ広場 他4
 →【避難所】山波小学校 他53 →【広域福祉避難所】長者原スポーツセンター 他1

津田地区 避難先: 福山市
 【避難経由所】竹ヶ端運動公園
 →【避難所】神村小学校 他70
 →【広域福祉避難所】※福山市が「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している施設 51

穴道地区 避難先: 福山市
 【避難経由所】福山平成大学
 →【避難所】駅家小学校 他56
 →【広域福祉避難所】※福山市が「災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定」を締結している施設 51

玉湯地区 避難先: 府中市
 【避難経由所】府中市中須グラウンド 他3
 →【避難所】国府小学校 他37 →【広域福祉避難所】市立保健福祉総合センター 他3

忌部地区 避難先: 神石高原町
 【避難経由所】帝釈峡スコラ高原神石コスモドーム駐車場
 →【避難所】総合交流センターじんせきの里 他3 →【広域福祉避難所】三和公民館

八雲地区 避難先: 庄原市
 【避難経由所】備北丘陵公園第5駐車場 他1
 →【避難所】庄原市民会館 他22 →【広域福祉避難所】庄原市西城自治振興センター 他1

【凡例】避難退域時検査場所候補地
 ① 道の駅たたらば番地
 ② 旧久野小学校

島根県出雲市におけるUPZ内から避難先自治体（出雲市内）までの主な経路①

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

UPZ

地区名：北浜、西田

【基本経路】

県道250号→県道275号→国道431号→くにびき海岸道路

地区名：伊野、東、佐香、檜山、灘分、久多美

【基本経路】

国道431号→県道28号

地区名：平田

【基本経路】

国道431号→県道28号→国道431号→県道39号

地区名：出東、荘原

【基本経路】

国道9号→国道431号

【凡例】避難退域時検査場所候補地

- ① 浜山公園
- ② 東部高等技術校

北浜・西田地区 避難先: 多伎地区
 【避難経路】道の駅キララ多伎
 →【避難所】旧田儀小学校 他5
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

伊野・東・佐香・檜山地区 避難先: 荒木地区
 【避難経路】浜山公園
 →【避難所】大社高校 他4
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

灘分地区 避難先: 杵築地区
 【避難経路】浜山公園
 →【避難所】大社小学校 他6
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

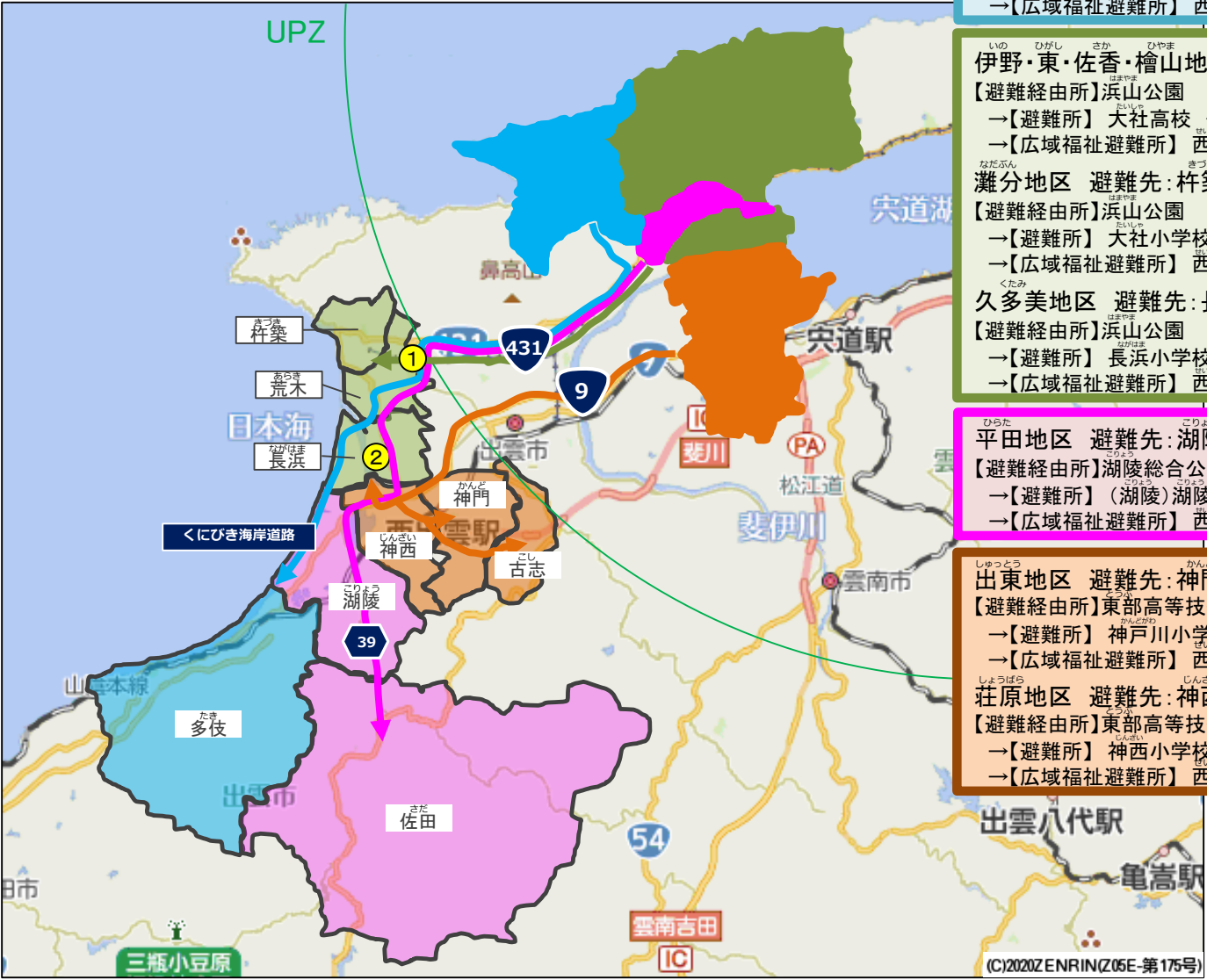
久多美地区 避難先: 長浜地区
 【避難経路】浜山公園
 →【避難所】長浜小学校 他5
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

平田地区 避難先: 湖陵・佐田地区
 【避難経路】湖陵総合公園 他1
 →【避難所】(湖陵)湖陵コミュニティセンター 他4、(佐田)佐田中学校 他11
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

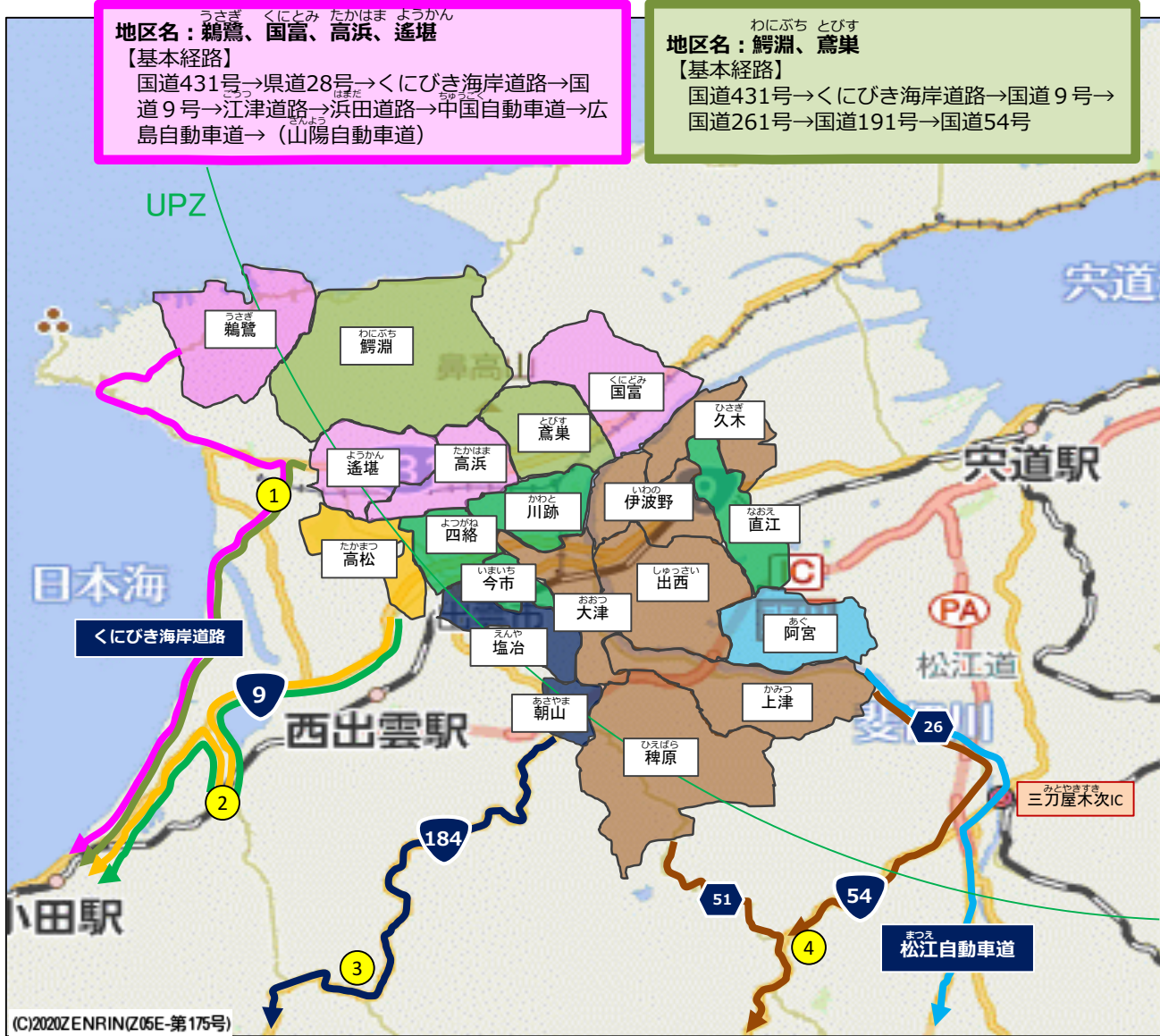
出東地区 避難先: 神門・古志地区
 【避難経路】東部高等技術校
 →【避難所】神戸川小学校 他10
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

莊原地区 避難先: 神西地区
 【避難経路】東部高等技術校
 →【避難所】神西小学校 他3
 →【広域福祉避難所】西部高齢者健康交流館 他6

【凡例】避難退域時検査場所候補地
 ① 浜山公園
 ② 東部高等技術校



➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



地区名：鞆鷲、国富、高浜、遙堪
【基本経路】
国道431号→県道28号→くにびき海岸道路→国道9号→江津道路→浜田道路→中国自動車道→広島自動車道→（山陽自動車道）

地区名：鰐淵、鷹巣
【基本経路】
国道431号→くにびき海岸道路→国道9号→国道261号→国道191号→国道54号

地区名：高松
【基本経路】
国道9号→江津道路→浜田道路→中国自動車道→広島自動車道→山陽自動車道

地区名：直江、四絡、川跡、今市
【基本経路】
国道9号→国道261号→国道191号
または国道433号

地区名：久木、伊波野、出西、上津、稗原、大津
【基本経路】
県道26号または県道51号→国道54号

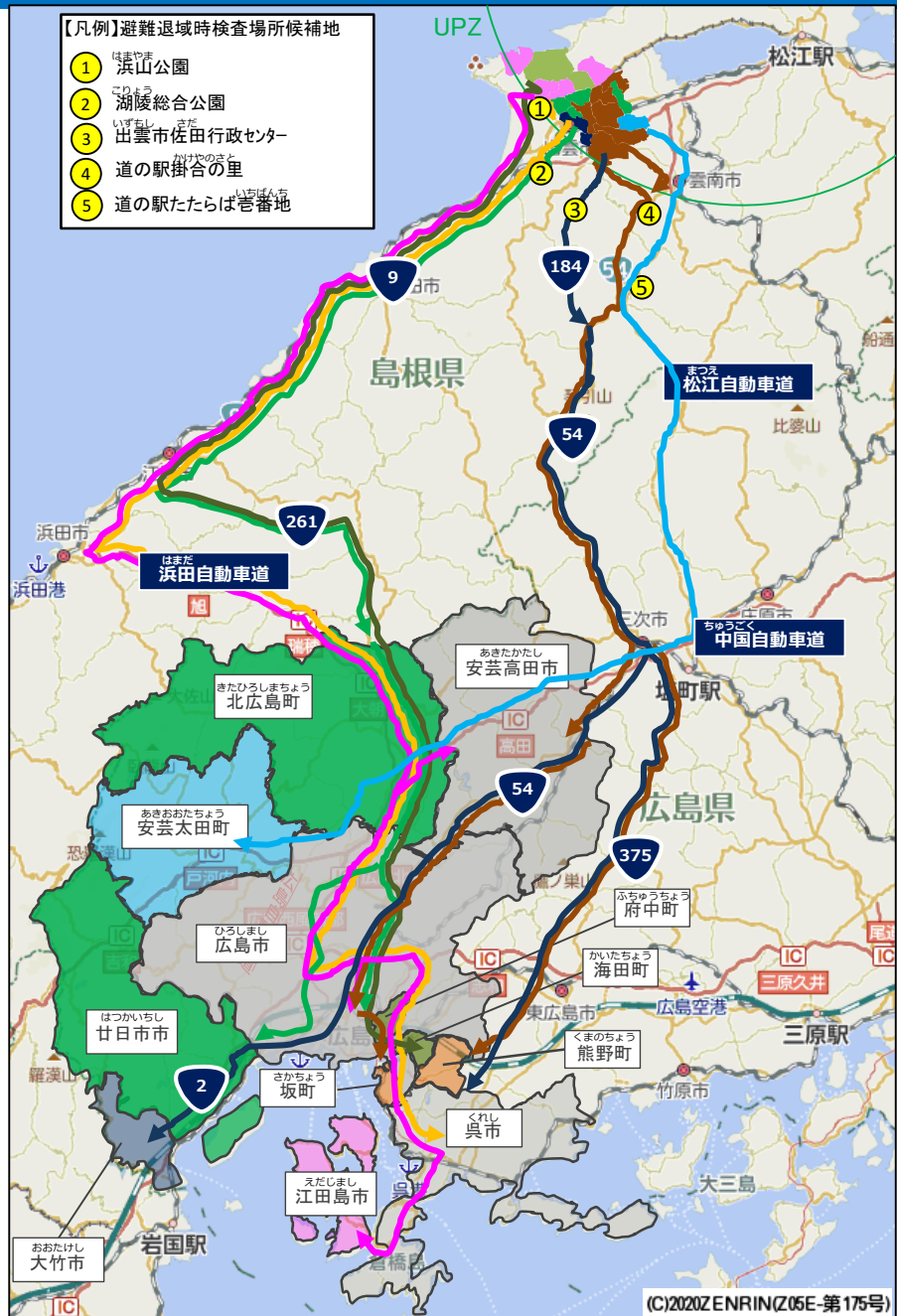
地区名：阿宮
【基本経路】
県道26号→松江自動車道→中国自動車道→国道186号

地区名：塩冶、朝山
【基本経路】
国道184号→国道54号

- 【凡例】避難退域時検査場所候補地
- ① 浜山公園
 - ② 湖陵総合公園
 - ③ 出雲市佐田行政センター
 - ④ 道の駅掛合の里

島根県出雲市におけるUPZ内から避難先自治体（広島県内）までの主な経路②

- 【凡例】避難退域時検査場候補地
- ① 浜山公園
 - ② 湖陵総合公園
 - ③ 出雲市佐田行政センター
 - ④ 道の駅掛合の里
 - ⑤ 道の駅たたらば宮番地



鶴鷺地区 避難先：江田島市
 【避難経由所】能美運動公園
 →【避難所】江田島市ホムセンター →【広域福祉避難所】中町公民館 他1

国富地区 避難先：安芸高田市
 【避難経由所】甲田文化センターミュージアム 他1
 →【避難所】甲田中学校 他7 →【広域福祉避難所】高宮老人福祉センター「福寿荘」他2

高浜・逢坂地区 避難先：広島市
 【避難経由所】安芸矢野ニュータウン中央公園 他4
 →【避難所】三入公民館 他95 →【広域福祉避難所】ケアハウス・レ東千田 他57

鰐淵地区 避難先：海田町
 【避難経由所】海田小学校
 →【避難所】海田公民館 他5 →【広域福祉避難所】海田町福祉センター

鷲巣地区 避難先：府中町
 【避難経由所】くすのきプラザ 他2
 →【避難所】府中町立体育館 他2 →【広域福祉避難所】くすのきプラザ小アリーナ 他1

高松地区 避難先：呉市
 【避難経由所】呉市体育館
 →【避難所】呉市立原小学校 他19 →【広域福祉避難所】阿賀まちづくりセンター 他4

直江地区 避難先：北広島町
 【避難経由所】ふれあい公園豊平どんぐり村 他3
 →【避難所】とよひらウイング 他3 →【広域福祉避難所】大朝保健センター 他3

四絡・川跡地区 避難先：広島市
 【避難経由所】福木公園 他22
 →【避難所】三入公民館 他95 →【広域福祉避難所】ケアハウス・レ東千田 他57

今市地区 避難先：廿日市市
 【避難経由所】もみのき森林公園 他4
 →【避難所】吉和市民センター 他21 →【広域福祉避難所】廿日市市総合健康福祉センター 他3

久木地区 避難先：安芸高田市
 【避難経由所】吉田運動公園
 →【避難所】クリスタルアージュ 他3 →【広域福祉避難所】吉田生活改善センター 他3

伊波野・西出・大津地区 避難先：広島市
 【避難経由所】井口台公園 他17
 →【避難所】三入公民館 他95 →【広域福祉避難所】ケアハウス・レ東千田 他57

上津地区 避難先：熊野町
 【避難経由所】熊野町民体育館・熊野町民グラウンド
 →【避難所】熊野第一小学校 他12 →【広域福祉避難所】熊野町老人福祉センター 他1

神原地区 避難先：坂町
 【避難経由所】坂町北新地グラウンド
 →【避難所】町民交流センター（Sunstar Hall）他2 →【広域福祉避難所】坂町保健センター 他1

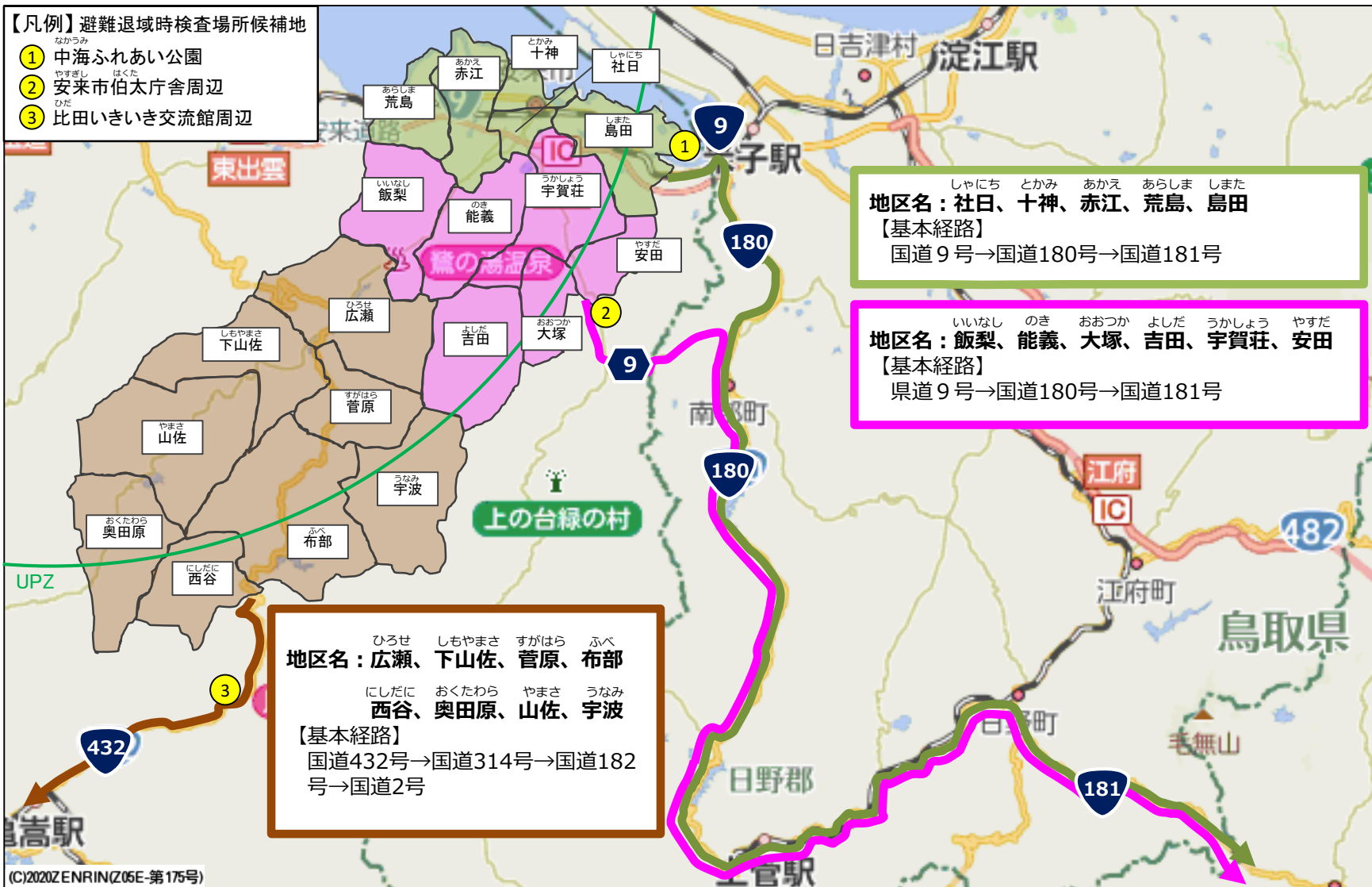
阿宮地区 避難先：安芸太田町
 【避難経由所】加計体育館 他1
 →【避難所】感賀ふれあいプラザ 他7 →【広域福祉避難所】川・森・文化・交流センター 他1

塩冶地区 避難先：呉市
 【避難経由所】呉市総合体育館
 →【避難所】呉市立立庄小学校 他28 →【広域福祉避難所】昭和三まづくりセンター 他2

朝山地区 避難先：大竹市
 【避難経由所】大竹市役所
 →【避難所】大竹市総合市民会館 →【広域福祉避難所】サントピア大竹

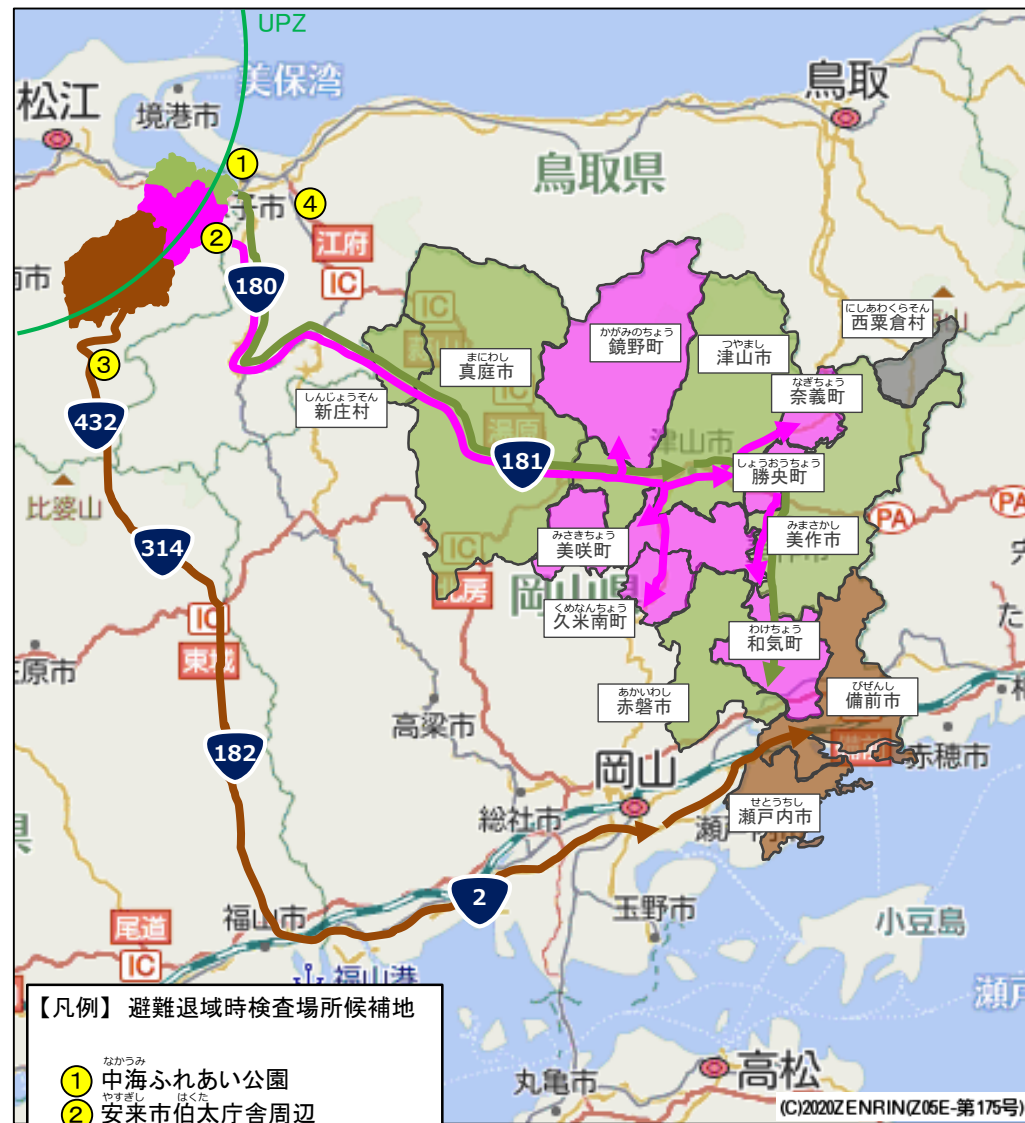
島根県安来市におけるUPZ内から避難先自治体（岡山県内）までの主な経路①

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。



(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

島根県安来市におけるUPZ内から避難先自治体（岡山県内）までの主な経路②



- 【凡例】 避難退域時検査場所候補地
- ① 中海ふれあい公園
 - ② 安来市伯太庁舎周辺
 - ③ 比田いきいき交流館周辺
 - ④ 大山PA

社日・十神地区 避難先：津山市
 【避難経由所】 グリーンルズ津山 他2
 → 【避難所】 岡山県津山総合体育館 他11 【広域福祉避難所】 雇用労働センター 他3

赤江地区 避難先：赤磐市
 【避難経由所】 赤磐市役所 他5
 → 【避難所】 山陽児童館 他30 【広域福祉避難所】 中央公民館 他7

荒島地区 避難先：真庭市
 【避難経由所】 宮之公園 他3
 → 【避難所】 久世体育館 他7 【広域福祉避難所】 北房文化センター 他6

島田地区 避難先：美作市
 【避難経由所】 美作フタバ・サッカー場 他1
 → 【避難所】 湯郷地域交流センター 他13 【広域福祉避難所】 大原老人福祉センター 他7

飯梨地区 避難先：美咲町
 【避難経由所】 美咲町中央総合運動公園
 → 【避難所】 中央運動公園総合体育館 他4 【広域福祉避難所】 美咲町旭町民センター 他2

能義地区 避難先：鏡野町
 【避難経由所】 鏡野町文化スポーツセンター
 → 【避難所】 上斎原総合教育施設体育館 他2 【広域福祉避難所】 老人福祉センター 他1

大塚地区 避難先：勝央町
 【避難経由所】 勝央中学校
 → 【避難所】 勝央中学校 【広域福祉避難所】 勝央町総合保健福祉センター

吉田地区 避難先：久米南町
 【避難経由所】 久米南町民運動公園
 → 【避難所】 久米南町中央公民館 他4 【広域福祉避難所】 公民館誕生寺支館 他3

宇賀荘地区 避難先：和気町
 【避難経由所】 和気町体育館 他1
 → 【避難所】 和気町体育館 他11 【広域福祉避難所】 和気鶴谷温泉

安田地区 避難先：奈義町
 【避難経由所】 奈義町文化センター
 → 【避難所】 奈義小学校 他1 【広域福祉避難所】 奈義町保健相談センター 他1

広瀬地区 避難先：瀬戸内市
 【避難経由所】 長船林ツツ公園
 → 【避難所】 瀬戸内市長船町公民館 他3 【広域福祉避難所】 瀬戸内市中央公民館 他1

下山佐・菅原・布部・西谷・奥田原・山佐・宇波地区 避難先：備前市
 【避難経由所】 備前市総合運動公園 他1
 → 【避難所】 備前市総合運動公園（体育館）他3 【広域福祉避難所】 リフレクターびぜん 他3

※下記4地区の社会福祉施設入所者に限り、上記以外の避難先自治体に避難。
 ()内は避難先自治体

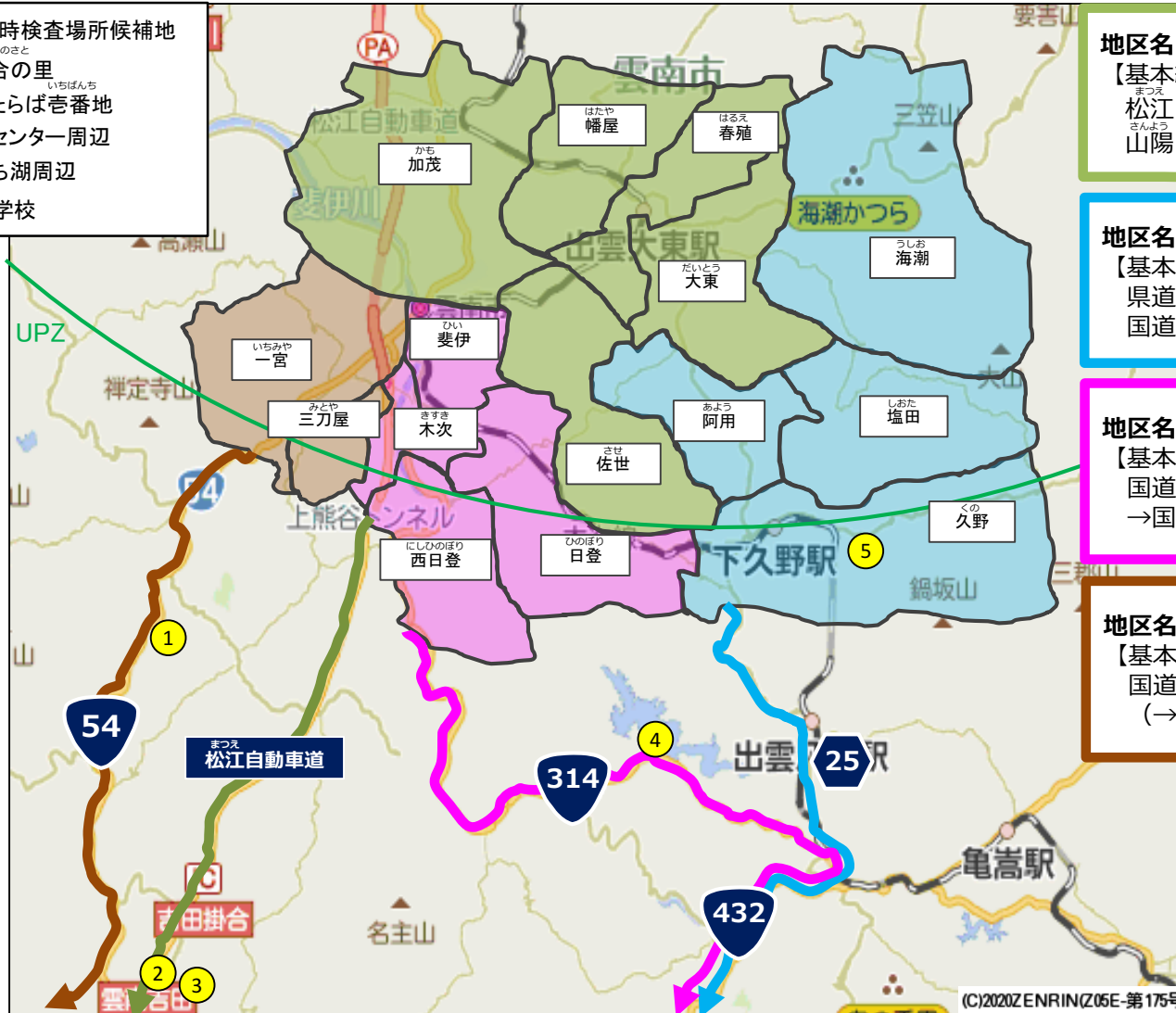
- ① 社日地区(鏡野町)
- ② 十神地区(真庭市、赤磐市、久米南町、新庄村、西粟倉村)
- ③ 下山佐地区(瀬戸内市)
- ④ 宇波地区(和気町)

うんなんし
島根県雲南市におけるUPZ内から避難先自治体（広島県内）までの主な経路①

➤ 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。

【凡例】避難退域時検査場所候補地

- ① 道の駅掛合の里
- ② 道の駅たたらば壱番地
- ③ 吉田総合センター周辺
- ④ さくらおろち湖周辺
- ⑤ 旧久野小学校



地区名：大東、春殖、幡屋、佐世、加茂
【基本経路】
松江自動車道（→中国自動車道または山陽自動車道）

地区名：塩田、阿用、久野、海潮
【基本経路】
県道25号→国道432号→国道183号→国道375号

地区名：木次、斐伊、日登、西日登
【基本経路】
国道314号→国道432号→国道183号→国道184号→県道25号

地区名：三刀屋、一宮
【基本経路】
国道54号→国道183号→国道184号（→国道432号）

島根県雲南市におけるUPZ内から避難先自治体（広島県内）までの主な経路②

- 【凡例】避難退域時検査場所候補地
- ① 道の駅掛合の里
 - ② 道の駅たたらばき番地
 - ③ 吉田総合センター周辺
 - ④ さくらおろち湖周辺
 - ⑤ 旧久野小学校



大東・春殖・幡屋・佐世地区 避難先：東広島市
 【避難経由所】東広島運動公園 他8
 → 【避難所】東広島運動公園体育館 他15 【広域福祉避難所】東広島市総合福祉センター 他6

加茂地区 避難先：三次市
 【避難経由所】県立みよし公園 他2
 → 【避難所】青河コミュニティセンター 他64 【広域福祉避難所】三次コミュニティセンター 他11

塩田・阿用・久野・海潮地区 避難先：東広島市
 【避難経由所】東広島運動公園 他5
 → 【避難所】東広島運動公園体育館 他6 【広域福祉避難所】東広島市総合福祉センター 他6

木次・斐伊・日登・西日登地区 避難先：三原市
 【避難経由所】三原市久井支所 他3
 → 【避難所】久井公民館 他19 【広域福祉避難所】大和勤労福祉センター 他6

三刀屋地区 避難先：世羅町
 【避難経由所】せら香遊フト
 → 【避難所】中央自治センター 他26 【広域福祉避難所】宇津戸自治センター 他7

一宮地区 避難先：竹原市
 【避難経由所】総合公園ハンパード・ジョイ・ハイランド
 → 【避難所】吉名公民館 他34 【広域福祉避難所】竹原市民館

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

鳥取県米子市におけるUPZ内から避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路①

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 弓ヶ浜半島の国道431号の一部区間(境水道大橋から河崎交差点)は、災害時、早期に道路状況等を確認し、通行可能であれば避難経路として使用



地区名：B-① (大篠津町、和田町)
 【基本経路】
 経路1：
 県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道9号

地区名：B-② (崎津1～10区)
 【基本経路】
 経路1：崎津1, 2区
 県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道9号
 経路2：上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号

地区名：B-③ (富益町、彦名町、安倍、中ノ海、上後藤(一部)、旗ヶ崎(一部))
 【基本経路】
 経路1：富益町、安倍、上後藤2区、旗ヶ崎3区南、中ノ海1区、中ノ海2区
 県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道9号
 経路2：上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号

地区名：B-④ (夜見町、河崎、両三柳(一部))
 【基本経路】
 経路1：夜見町、浜橋、御建、四軒屋、伯母山、河崎団地東、河崎南
 県道285号→国道431号→山陰自動車道または国道9号
 経路2：上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→国道482号→国道313号または国道179号



【凡例】避難退域時検査場所候補地

① 東伯総合公園体育館	⑤ 伯耆町B&G海洋センター
② 中山農業者トレーニングセンター	⑥ 倉吉市関金農林漁業者等健康増進施設
③ 名和農業者トレーニングセンター	⑦ 大山PA
④ 江府町立総合体育館	

【凡例】

経路1: 経路2:

経路1:
・県道285号→国道431号→山陰道または国道9号

経路2:
・県道47号→米子自動車道または国道181号→
国道482号→国道313号または国道179号

B-①地区 (大塚津町) 避難先: 鳥取市 (気高町、鹿野町)
【避難経路】経路1
→【避難所】宝木小学校 他7

B-①地区 (和田町) 避難先: 倉吉市
【避難経路】経路1
→【避難所】倉吉未来中心 他4

B-②地区 (崎津1,2区) 避難先: 鳥取市 (青谷町)
【避難経路】経路1
→【避難所】青谷高校

B-②地区 (崎津3~10区) 避難先: 倉吉市
【避難経路】経路2
→【避難所】倉吉市営体育センター 他7

B-③地区 (富益町、上後藤2区) 避難先: 湯梨浜町
【避難経路】経路1
→【避難所】ハワイアホール 他21

B-③地区 (彦名1,4,13,14区) 避難先: 三朝町
【避難経路】経路2
→【避難所】三朝町総合スポーツセンター 他5

B-③地区 (彦名2,3,5~12区、上後藤4区、旗ヶ崎3区北)
避難先: 倉吉市
【避難経路】経路2
→【避難所】倉吉農業高校 他19

B-③地区 (安倍、中ノ海1,2区) 避難先: 倉吉市
【避難経路】経路1
→【避難所】倉吉東高校 他6

B-③地区 (旗ヶ崎3区南) 避難先: 琴浦町
【避難経路】経路1
→【避難所】成美公民館 他4

B-④地区 (夜見1区、浜橋、御建、四軒屋、伯母山、河崎団地東、河崎南、三柳北) 避難先: 北栄町
【避難経路】経路1
→【避難所】北条小学校体育館 他10

B-④地区 (夜見2~6区、加茂5区西・中、浜河崎)
避難先: 琴浦町
【避難経路】経路1
→【避難所】生涯学習センター 他13

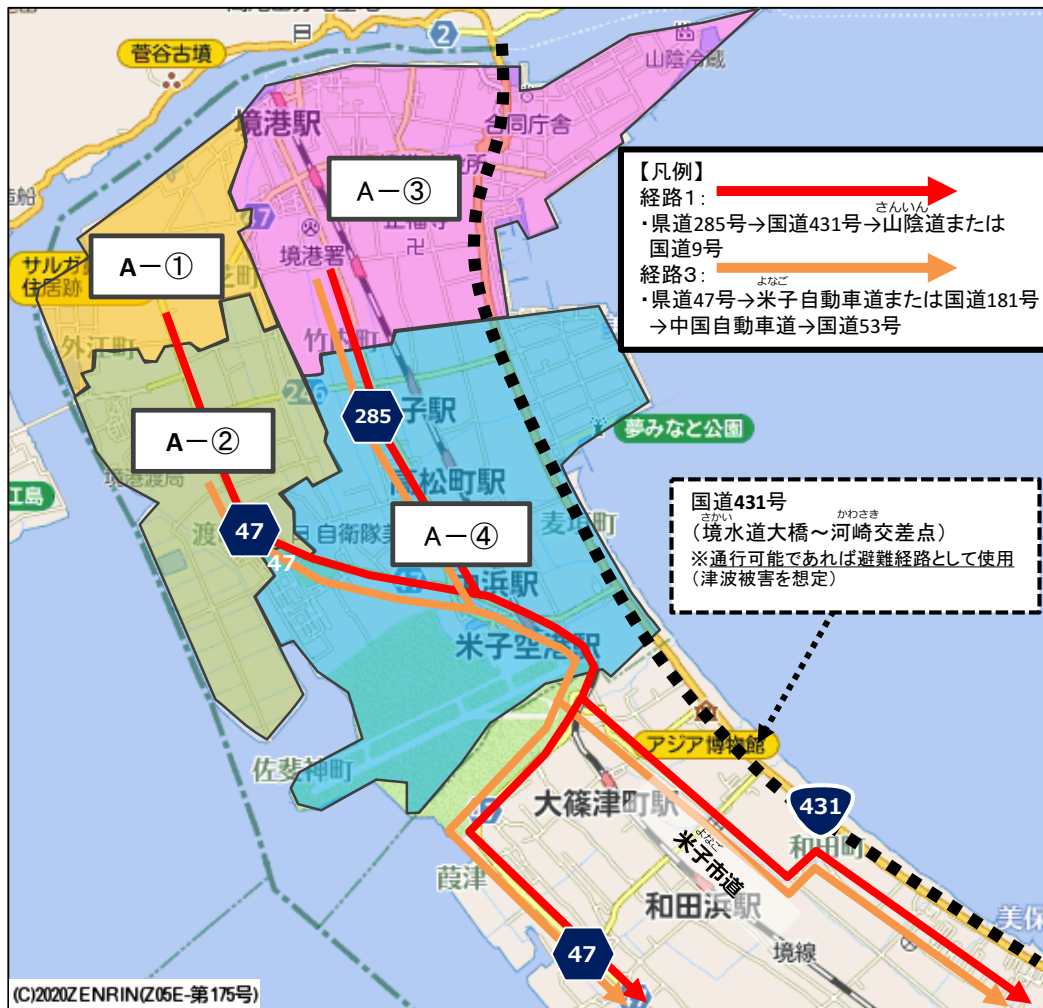
B-④地区 (芝谷、河崎団地西、河崎新田、河崎グリーンハイツ、三柳団地3,4区) 避難先: 倉吉市
【避難経路】経路2
→【避難所】鶴川中学校 他8

B-④地区 (加茂住宅) 避難先: 三朝町
【避難経路】経路2
→【避難所】高勢公民館 他1

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

鳥取県境港市におけるUPZ内から避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路①

- 地域ごとにあらかじめ避難経路を設定。自然災害等により避難経路が使用できない場合は、他のルートを活用し避難を実施。
- 弓ヶ浜半島の国道431号の一部区間(境水道大橋から河崎交差点)は、災害時、早期に道路状況等を確認し、通行可能であれば避難経路として使用



地区名: A-① (外江町、清水町、芝町、西工業団地、弥生町)
 【基本経路】
 経路1: 国道431号→山陰自動車道または国道9号

地区名: A-② (渡町、中海干拓地、夕日ヶ丘2丁目、森岡町)
 【基本経路】
 経路1: 夕日ヶ丘2丁目
 国道431号→山陰自動車道または国道9号
 経路3: 上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

地区名: A-③ (浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、未広町、相生町、朝日町、入船町、京町、日ノ出町、中町、東本町、東雲町、花町、岬町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、昭和町、上道町、中野町、福定町)
 【基本経路】
 経路1: 浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、栄町、本町、未広町、相生町、日ノ出町、中町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、上道町、京町
 国道431号→山陰自動車道または国道9号
 経路3: 上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

地区名: A-④ (竹内町、誠道町、竹内団地、美保町、高松町、新屋町、麦垣町、幸神町、三軒屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、夕日ヶ丘1丁目)
 【基本経路】
 経路1: 竹内町、誠道町、三軒屋町
 国道431号→山陰自動車道または国道9号
 経路3: 上記以外
 県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

鳥取県境港市におけるUPZ内から避難先自治体（鳥取県内）までの主な経路②



- 【凡例】避難退域時検査場所候補地
- ① とうほく 東伯総合公園体育館
 - ② なかやま 中山農業者トレーニングセンター
 - ③ なわ 名和農業者トレーニングセンター
 - ④ こうふ 江府町立総合体育館
 - ⑤ ほうきちよう 伯耆町B&G海洋センター
 - ⑥ なば 旧那岐小学校
 - ⑦ だいせん 大山PA

- 【凡例】
- 経路1: さんいん
・県道285号→国道431号→山陰道または国道9号
- 経路3: よなご
県道47号→米子自動車道または国道181号→中国自動車道→国道53号

(C)2020ZENRIN(Z05E-第175号)

A-①地区 避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】日進小学校 他29

A-②地区（渡町、中海干拓地、森岡町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路3
→【避難所】鳥取市武道館 他13

A-②地区（夕ヶ丘2丁目）避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】青谷町体育館 他3

A-③地区（浜ノ町、大正町、松ヶ枝町、柴町、本町、末広町、相生町、日ノ出町、中町、米川町、蓮池町、馬場崎町、明治町、湊町、元町、上道町、京町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】湖南学園 他32

A-③地区（朝日町、入船町、東本町、東雲町、花町、岬町、昭和町、中野町、福定町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路3
→【避難所】神戸地区公民館 他25

A-④地区（竹内町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路1
→【避難所】谷地区公民館 他10

A-④地区（美保町、竹内団地、高松町）避難先：鳥取市
【避難経路】経路3
→【避難所】河原町JMCセンター 他5

A-④地区（誠道町、三軒屋町）避難先：岩美町
【避難経路】経路1
→【避難所】岩美北小学校体育館 他7

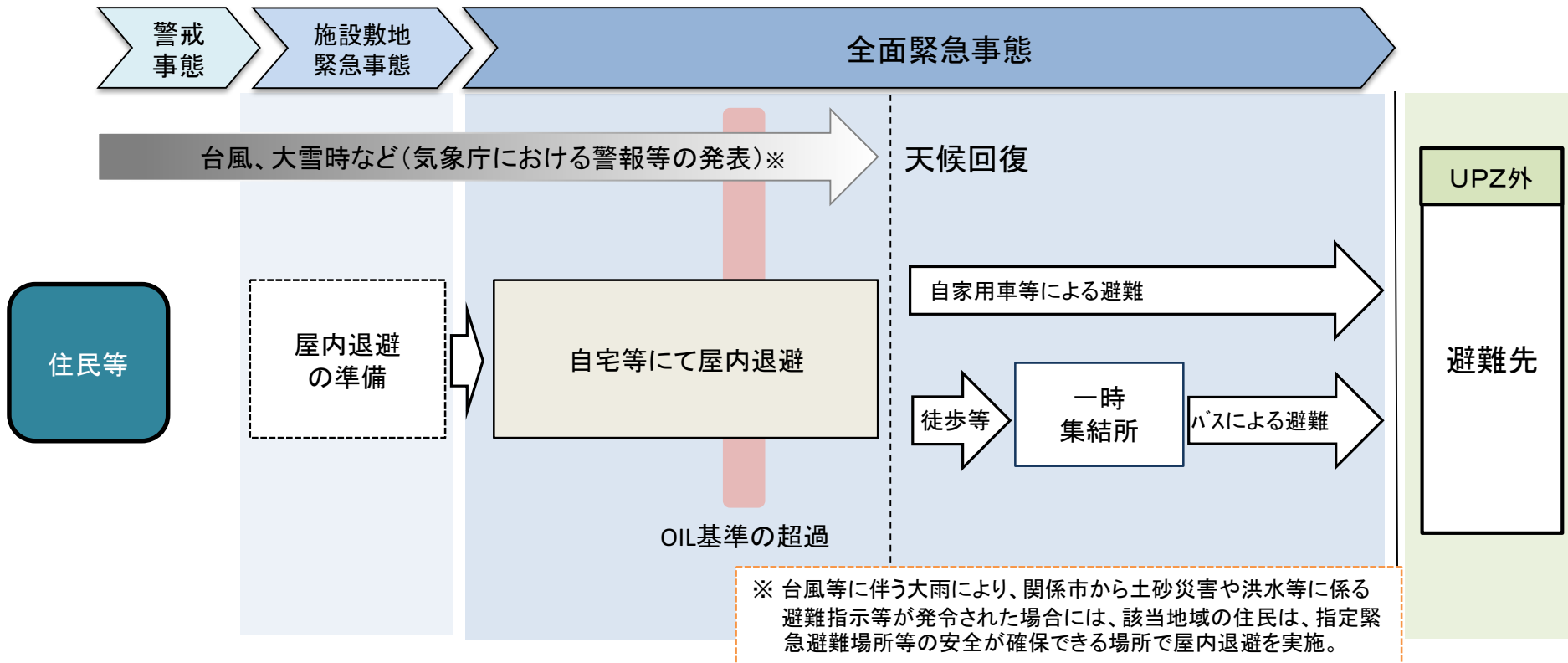
A-④地区（夕日ヶ丘1丁目、麦垣町）避難先：岩美町
【避難経路】経路3
→【避難所】若美町民体育館 他5

A-④地区（新屋町、小篠津町、財ノ木町、佐斐神町、幸神町）避難先：八頭町
【避難経路】経路3
→【避難所】郡家西小学校体育館 他10

台風や大雪時などにおけるUPZ内の防護措置

- OIL基準の超過により一時移転等が必要な場合であっても、台風や大雪等により気象庁から警報等が発表され、外出をすることで命に危険が及ぶような場合には、無理に避難せずに、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、例えば天候が回復するなど、安全が確保できた場合には、一時移転等を実施。

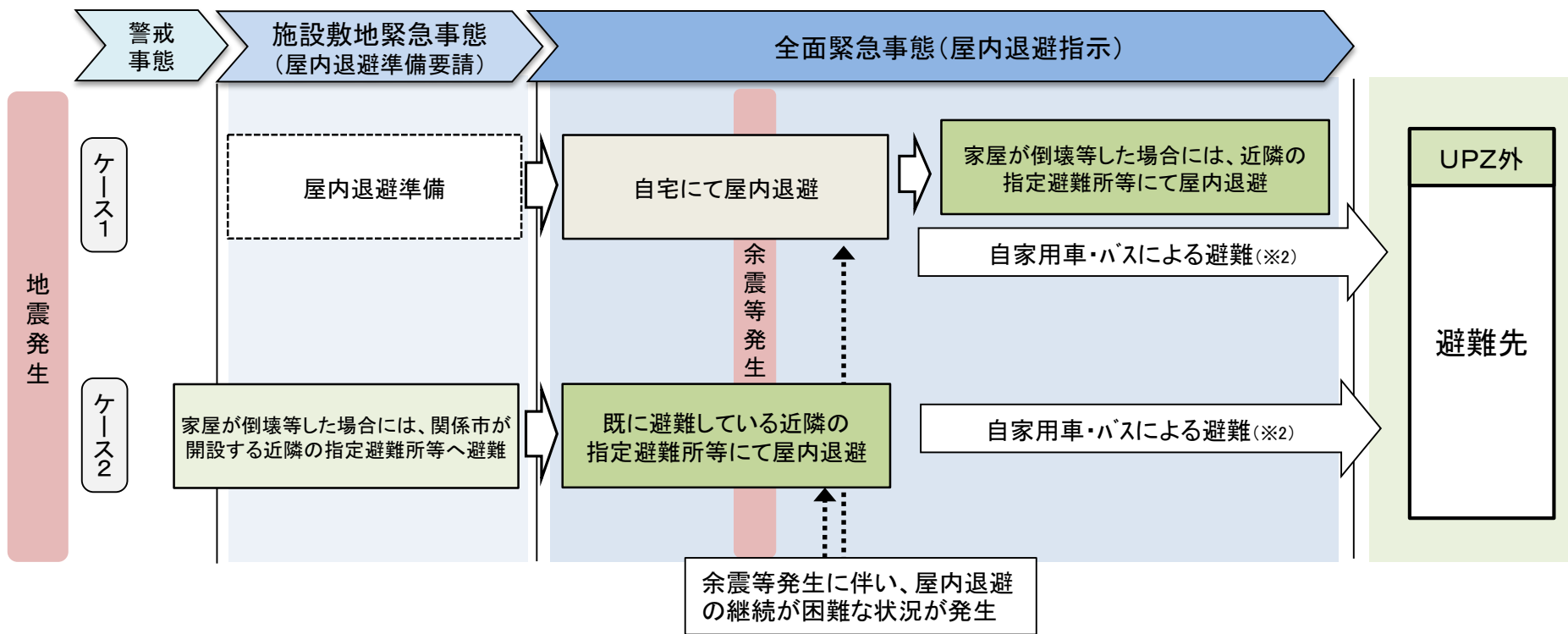
＜全面緊急事態で天候が回復した場合の対応の例＞ （外出をすることで命に危険が及ぶような場合）



自然災害等（地震等※₁）により屋内退避が困難となる場合のUPZ内の防護措置

- 地震による家屋の倒壊等により、家屋における滞在が困難な場合には、安全確保のため関係市が開設する近隣の指定避難所等への避難を実施。
- その後、全面緊急事態となり、屋内退避指示がでていいる中で余震等が発生し、家屋や既に避難している近隣の指定避難所等への被害が更に激しくなる等、屋内退避の継続が困難な場合には、人命の安全確保の観点から地震に対する避難行動を最優先し、関係市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ速やかに避難を実施。
- なお、屋内退避指示中に避難を実施する際には、国及び島根県・鳥取県等は、住民等の避難を安全かつ円滑に実施するため、避難経路や避難手段のほか、原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等の情報共有や緊急時の対策についての確認・調整等を実施。

<屋内退避中に余震等が発生し被害が激しくなった場合>



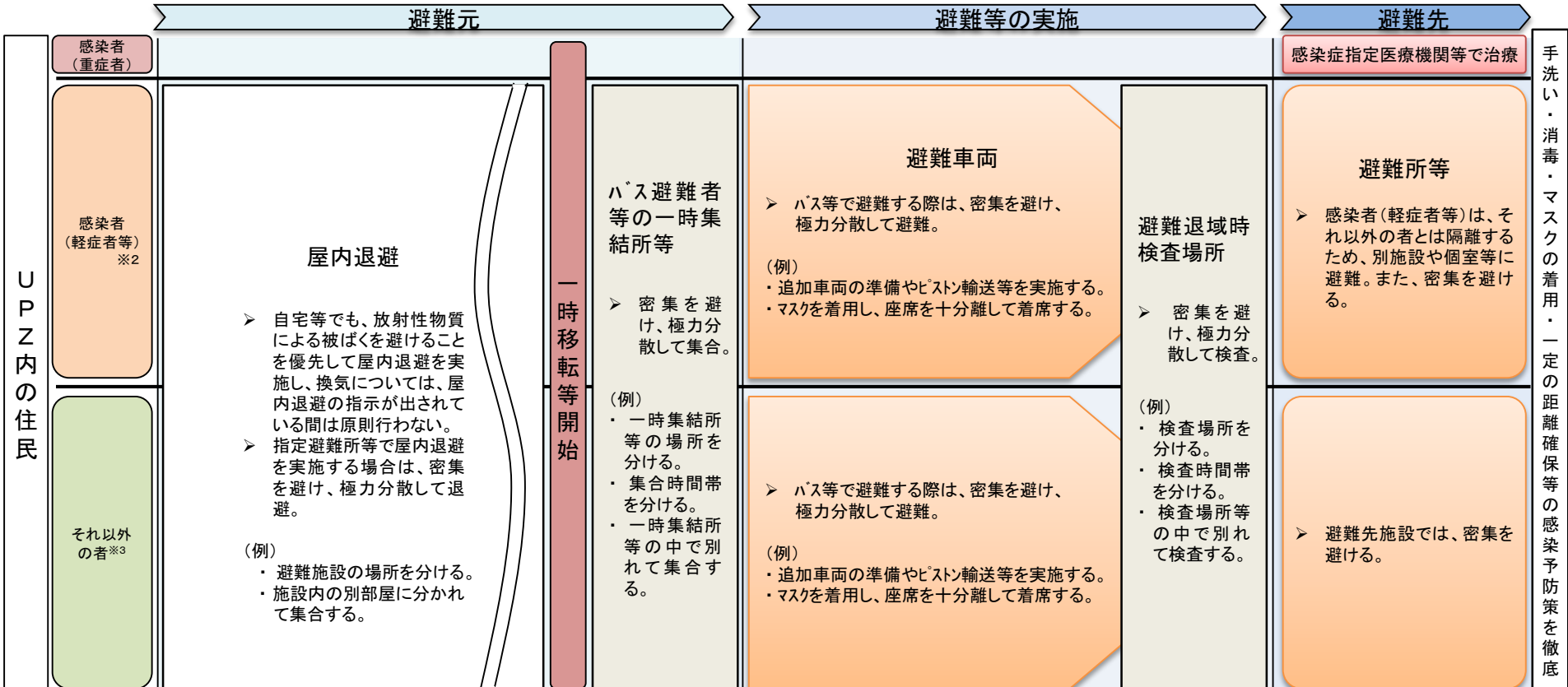
※1 津波災害時や土砂災害時においても基本的には同様のフローとなる。

※2 関係市が開設する近隣の別の指定避難所等で受入可能な場合には、当該避難所等に移動し、そこで屋内退避を行う。

感染症※1の流行下でのUPZ内の防護措置

- 感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避等の各種防護措置を行う。
- 具体的には、UPZ内の住民が一時移転等を行う場合には、その過程（避難車両等）又は避難先（避難所等）などにおける感染拡大を防ぐため、感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。
- 自宅等で屋内退避を行う場合には、放射性物質による被ばくを避けることを優先して屋内退避を実施し、換気については、屋内退避の指示が出されている間は原則行わないこととする。また、自然災害により指定避難所等で屋内退避する場合は、密集を避け、極力分散して退避することとし、これが困難な場合には、関係市が開設する近隣の別の指定避難所等や、あらかじめ定められているUPZ外の避難先へ避難する。
- 原子力災害の発生状況、感染拡大の状況及び避難車両や避難所等の確保状況など、その時々状況に応じて、車両や避難所を分ける、又は同じ車両や避難所内で距離や離隔を保つなど、柔軟に対応する。

＜感染症（新型インフルエンザ等）の流行下での原子力災害が発生した場合（UPZ）＞



手洗い・消毒・マスクの着用・一定の距離確保等の感染予防策を徹底

※1 新型インフルエンザ等対策特別措置法第二条第一項に定める新型インフルエンザ等を指す。
 ※2 軽症者等とは、入院治療が必要ない無症状病原体保有者及び軽症患者のこと。
 ※3 濃厚接触者、発熱者等の感染の疑いのある者、又はそれ以外の者は、可能な限りそれぞれ別々に避難（車両、避難所等）する。

他の地方公共団体からの応援計画

- 原子力災害又は地震、津波との複合災害が発生した場合、国からの支援のほか、他の地方公共団体から支援を受けるため、協定を締結。
- 関係市においても複数の応援協定を締結。

㉠中国5県災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

㉡中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- ③避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項



㉢関西広域連合と中国地方知事会との災害時の相互応援に関する協定（平成29年6月5日）

【対象】
関西広域連合（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）、中国地方知事会（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）

【応援内容】

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他応援のため必要な事項

㉣関西広域連合と鳥取県との危機発生時の相互応援に関する覚書（平成24年10月25日）

【対象】
関西広域連合、鳥取県

【応援内容】

十分な応急対策が実施できない場合に、応援活動を実施

㉤全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）

【応援内容】

- ①人的支援及び斡旋
- ②物的支援及び斡旋
- ③施設又は業務の提供及び斡旋
- ④その他特に要請のあったもの

㉥原子力災害時の相互応援に関する協定（平成13年1月31日）

【対象】
北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、京都府、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県

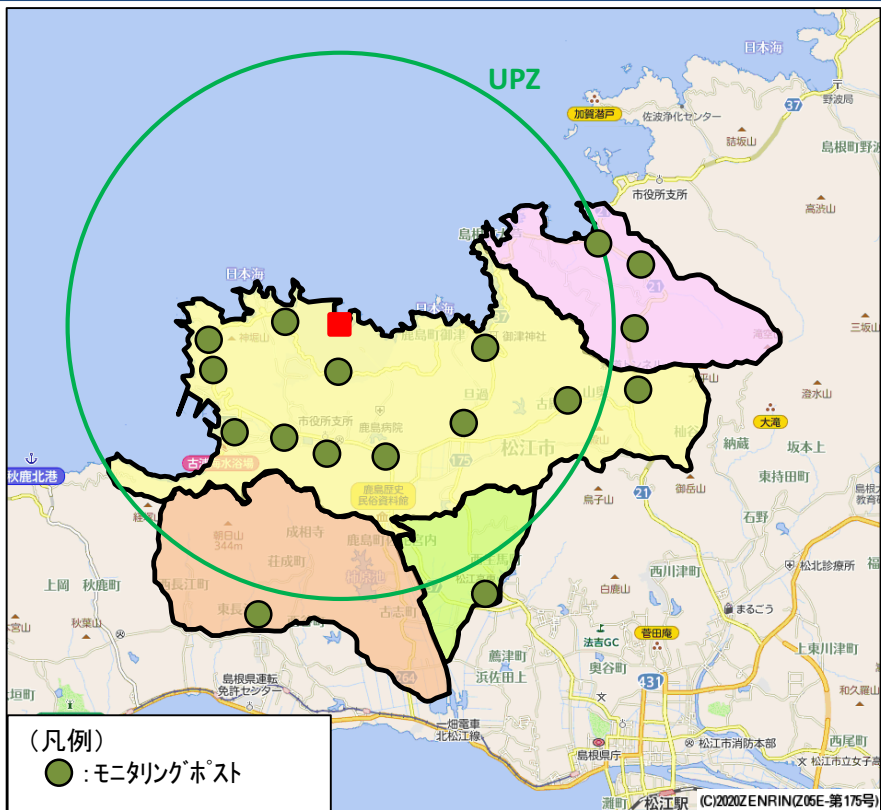
【応援内容】

- ①原子力防災資機材の提供
- ②職員の派遣

7. 冷却告示の対象である 1号機に係る対応

1号機に係る原子力災害対策重点区域の概要

- 島根原子力発電所1号機は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却された発電用原子炉施設として、原子力規制委員会が告示において定めている。
- この告示により、島根原子力発電所1号機に係る原子力災害対策重点区域の範囲は、PAZなし、UPZ概ね5km圏内となり、具体的には、2号機に係るPAZと同一の範囲としている。
- 1号機のみにおいて発災した場合、全面緊急事態に至った段階で、UPZ(概ね5km圏内)の住民は屋内退避を実施。
- 放射性物質の放出後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転等を実施。
- なお、2号機においても発災している場合には、2号機に係るPAZとしての防護措置をとることとなる。



<概ね5km圏内>

UPZ(緊急防護措置を準備する区域):
Urgent Protective Action Planning Zone

⇒ 事態の進展等に応じて、屋内退避や段階的な避難等の緊急防護措置を準備する区域

まつえし
1市(松江市) 住民数:9,487人※

UPZ内地区		想定対象人数	在宅の避難行動要支援者
松江市 まつえし	かしま 鹿島地区	6,223人	851人
	いくま 生馬地区	1,046人	112人
	ふるえ 古江地区	1,250人	153人
	しまね 島根地区	968人	138人
合計		9,487人	1,254人

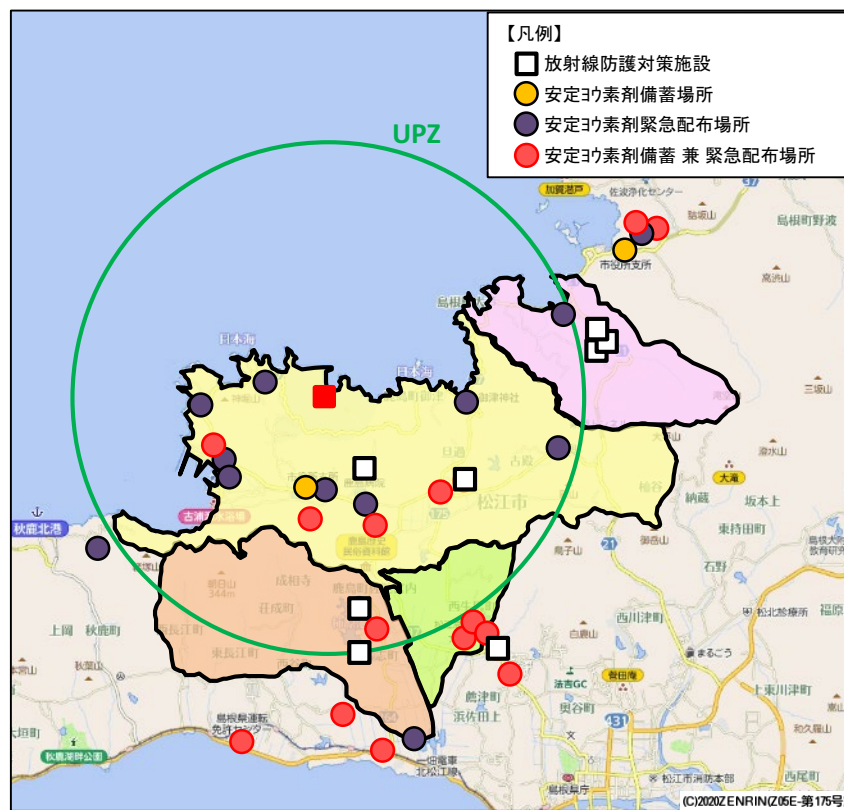
※住民数:令和2年12月末時点

1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要①

- ▶ 一時移転等実施区域の避難先及び避難手段については、2号機に係るPAZとして避難を行う場合と同様。
(避難先はP37、避難手段はP42参照)
- ▶ 一時移転等の際の避難退域時検査場所については、2号機に係るUPZの一時移転等に備え用意している避難退域時検査場所を活用する。
- ▶ 安定ヨウ素剤の服用指示があった場合、住民は事前配布された安定ヨウ素剤を服用する。
- ▶ 事前配布を受けていない住民等については、^{まつえ}備蓄場所から一時集結所等に設置する緊急配布場所に松江^{まつえ}市職員が搬送の上、対象住民等に緊急配布を実施。

避難退域時検査場所及び避難先自治体(基本経路)

放射線防護対策施設及び安定ヨウ素剤緊急配布場所等



1号機に係るUPZ内住民の一時移転等の概要②

- 1号機に係るUPZ(概ね5km圏内)の学校・保育所等は、施設敷地緊急事態に至った時点で保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)し、保護者への引渡しを実施。全面緊急事態に至っても引渡しができなかった場合は、学校等で屋内退避を実施。具体的な行動の手順はP58のフロー図参照。
- UPZ(概ね5km圏内)の医療機関・社会福祉施設は、全面緊急事態で屋内退避を実施。放射性物質の放出後、一時移転等の指示が出た場合、避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を施した自施設で、安全に避難が実施できる準備が整うまで屋内退避を継続。支援者の同行により避難可能な入所者等は、あらかじめ定められた広域福祉避難所へ一時移転等を実施。詳細はP27参照。
- 在宅の避難行動要支援者のうち支援者の同行により避難可能な者は、一時移転等の指示が出た場合、支援者と共に一時移転等を実施。避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策施設で屋内退避を実施。具体的な対象者数等はP28参照。
- 観光客等一時滞在者に対しては、警戒事態の段階で帰宅等呼びかけ、全面緊急事態までに帰宅等が困難な一時滞在者は宿泊施設等で屋内退避を実施。一時移転等の指示が出た場合、島根県等が確保した車両で一時移転等を実施。詳細はP54参照。
- 複合災害時において、一時移転等が必要な場合であっても、自然災害による差し迫った危険がある場合には、生命の安全確保の観点から、自然災害に対する避難行動等を優先する。詳細はP88、P89参照。

1号機に係るUPZ内の学校等、医療機関、社会福祉施設

令和2年度に島根県で調査した数

地区	学校等				医療機関					社会福祉施設				
	区分	名称	児童等	小計	区分	名称	放射線防護対策	定員	小計	区分	名称	放射線防護対策	定員	小計
かしま 鹿島	保育所	恵曇(えとむ)保育所	68	529	病院	鹿島(かしま)病院	○	177	177	特別養護老人ホーム	あとむ苑(あとむえん)※	○	50	59
		御津(みつ)保育所	49								認知症対応型 共同生活介護	あとむ苑(あとむえん)	-	
	幼稚園	佐大(さだ)幼稚園	8											
		講武(こうぶ)幼稚園	12											
	小学校	佐大(さだ)小学校	94											
		恵曇(えとむ)小学校	75											
	鹿島東(かしまひがし)小学校	100												
中学校	鹿島(かしま)中学校	123												
いくま 生馬	小学校	生馬(いくま)小学校	110	1,190	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他	松江(まつえ)工業高等専門学校	1,080											
ふるえ 古江	特別支援 学校	松江(まつえ)ろう学校	32	32	-	-	-	-	-	特別養護老人ホーム	あさひ乃苑(あさひのえん)	○	29	129
										障害者支援施設	四ツ葉園(よつばえん)	○	60	
										グループホーム	たんぼぼの家	-	6	
											第2たんぼぼの家	-	8	
											第3たんぼぼの家	-	6	
たんぼぼ若葉(わかば)	-	20												
しまね 島根	保育所	マリン保育所	62	62	-	-	-	-	-	特別養護老人ホーム	ゆうなぎ苑(ゆうなぎえん)	○	50	186
										障害者支援施設	はばたき	○	40	
										養護老人ホーム	松江(まつえ)学園	○	20	
											慈光苑(じこうえん)	-	60	
										グループホーム	しおかぜ	-	10	
										ファミリーホーム	みしよう	-	6	
計	12施設			1,813人	1施設		(1施設)	177人	14施設		(6施設)	374人		

※在宅の避難行動要支援者のうち避難の実施により健康リスクが高まる者は、放射線防護対策を施している東部島根医療福祉センター、特別養護老人ホームあとむ苑または松江市消防本部で屋内退避を実施

8. 放射線防護資機材、物資、 燃料の備蓄・供給体制